

短期大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成19年6月

山形県立米沢女子短期大学

目 次

I	短期大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準1	短期大学の目的	4
基準2	教育研究組織（実施体制）	6
基準3	教員及び教育支援者	10
基準4	学生の受入	18
基準5	教育内容及び方法	22
基準6	教育の成果	33
基準7	学生支援等	37
基準8	施設・設備	43
基準9	教育の質の向上及び改善のためのシステム	45
基準10	財務	50
基準11	管理運営	56

I 短期大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 短期大学名 山形県立米沢女子短期大学
 (2) 所在地 山形県米沢市通町6-15-1
 (3) 学科の構成

学科： 国語国文学科，英語英文学科，
 日本史学科，社会情報学科，
 健康栄養学科

(4) 学生数及び教員数（平成 19 年 5 月 1 日現在）

学生数：学科 646 名
 専任教員数： 34 名
 助 手 数： 3 名

2 特徴

(1) 沿革

本学は，昭和 26 年設置の米沢高等女子学院を前身とし，昭和 27 年，米沢市立の米沢女子短期大学に昇格した。当初は，家政科・被服別科で発足し，翌年，附属生活文化研究所と附属被服研究所を附置した。

昭和 38 年，本学は米沢市から山形県に移管され，昭和 45 年，大学名を山形県立米沢女子短期大学に改称し，昭和 47 年，米沢市丸の内から米沢市通町に移転し，現在に至っている。

本学は，発足後，多様化する社会の要請に応えるべく常に改組改変に取り組んできた。昭和 31 年には国文科を設置し，昭和 45 年家政科を家政学科，国語科を国語国文学科と名称変更，昭和 51 年，家政学科に家政専攻と食物専攻を開設，昭和 59 年，英語英文学科と日本史学科を開設，平成 5 年，社会情報学科と家政学科改組による健康栄養学科を開設した。現在では，国語国文学科，英語英文学科，日本史学科，社会情報学科，健康栄養学科の 5 学科，入学定員 290 人を擁する全国屈指の規模を誇る総合短期大学となった。

本学は，開学以来高度な職業教育及び教養教育を教授し，もって地域社会に貢献できる女子の育成に努めてきた。また，公立大学として，地域貢献を建学の精神とすることから，附属生活文化研究所を附置し，地域ニーズに応え地域の向上発展に寄与している。

(2) 本学における教育の基本方針及び具体化

1) 基本方針

教養と実学の結合はもとより，課題探求能力は受け身の学習や机上の訓練では育てることができない。生きた現実に触れる社会的な生活経験と優れた先人の業績に学ぶ経験との相互作用が必要である。そのため本学

では，教養教育とともに，現実の諸問題を直接経験して課題解決に取り組むことを重視し，その一環としてさまざまな実施研修や身近な地域との交流を図っている。

2) 具体化

① 能動型教育の充実強化

本学では，「自ら選んで学ぶ」という能動型学習研究を重視する。専門的知識・技能の習得はもちろんのこと，学生たちには，社会の変化や時代の進展に柔軟に対応しつつも表層の変化の根源を洞察し，ゆるがない基礎的实力を身につけさせるべく「自分で課題を見つけ，自ら考え，主体的に判断し，自主的に行動して課題を解決する」課題探求能力の育成に努めている。

また，全学的な指導体制として，教養ゼミ，演習，特定研究，実習，研修等については，学生密着型の少人数教育を実施しているのが特徴である。

② 地域と連携した実践的教養教育の実施

学生が地域の実社会に触れるなかで自己の能力と適性にふさわしい学習が可能となるよう，地元社会人を中心とする講師陣による総合教養講座を実施している。

また，1 年生全員を対象にした教養ゼミを実施しており，自己の将来展望や生き方の探求に資している。さらに，女性が主体的に人生を切り拓き，その意欲と能力を社会のなかで活かすことができるよう，女性学さらにはジェンダー論の教育を行っている。

③ キャリア支援教育の充実

学生の将来設計，すなわち就職・編入学・資格取得等について総合的に支援するため，平成 18 年度に「キャリア支援センター」を設置し，進路決定の動機付けを図る講座，就職支援講座，公務員講座，編入学対策講座を実施するほか，インターンシップの推進，情報処理等の各種資格の取得に向けた取り組みにも力を入れ，学生の支援体制を強化している。

④ 生涯学習への積極的取り組み

大学の研究成果の地域還元として，生涯学習に積極的に取り組んでいる。総合教養講座の一般開放や，公開講座の開催，附属図書館の開放，附属生活文化研究所による市民講座の開催，出前講座や地域の諸活動への教員の協力をを行い，地域への貢献をしている。

⑤ 高大連携事業の推進

平成 16 年 12 月に県内 2 高校と「教育交流に関する協定書」を締結し，教員の相互派遣や高校生の本学講義の受講者を積極的に受け入れ，高校との連携を強化している。

II 目的

1 建学の精神と理念

本学は、第二次世界大戦後の山形県において、女子としての一般教養を高めるとともに、実際に必要な専門の学芸を教授研究して、地域社会の有為な社会人の育成を目的として設置された教育研究機関である。

本学は、地方分権の原理と地方自治の精神に立脚する公立大学であり、山形県が地域のニーズをふまえ、自主的に設置した大学である。自治体が自らの意志と負担で大学を設置するということは、当該自治体の教育と研究に対する並々ならぬ関心を物語るものである。それに取り組む背景には、人材を育成することに対する地域の多大な期待と要請がある。本学の使命は、こうした地域のニーズに応え、教育と研究を通して地域の向上発展に寄与し、教養と専門的知識を身につけた社会に貢献できる人間を育てることにある。

これまで、大学の役割は、知の発見・創造（研究）と知の伝達・継承（教育）を通して学問の発展に寄与することであった。しかし今日、大学とくに県立大学は、その基本的性格から、地域性を前提とした存在であることを積極的特性とすることが求められている。こうした実情をふまえ、本学は、知の発見・創造、伝達・継承に加え、知の活用・実用（地域貢献）にも積極的に取り組んでいかなければならない。

大学の教育が果たす最大の地域貢献は、地域社会を支える人材を養成することである。若い人材は地域の活力である。そして、この若い人材に求められる資質能力は、自ら課題を発見し、それに主体的に取り組んで解決の道を探る課題探求能力である。若者に期待される独創性や創造力は、この課題探求能力を身につけることによって発揮しうものである。豊かな教養に裏付けられた専門的知識・技能とともに、創造的課題探求能力を備えた人材を着実に地域社会に送り出すことこそ本学の使命である。

このような使命の下、各学科における目的を次のように定める。

2 学科の目的

(A) 国語国文学科

国語国文学の専門知識を身につけることによって、正しい日本語を用いる力を有し、より緻密な論理的思考能力をもち、伝統文化の豊富な知識を駆使して地域・社会に広く奉仕し得る人材を育成することを目的とする。具体的には、教職資格、図書館司書資格などの資格取得、あるいは、より高度な言語能力の習得などを通じて幅広く社会に貢献できる有用な人材を育成する。

このため、（１）日本文学、日本語、漢文学、情報検索などの教育を通して、日本文化全体の特質と伝統を理解し、日本人としてのアイデンティティを身につけることによって、「国際社会に開かれた日本人」たり得る資質能力を育成する。（２）人間の諸活動や生活についての基本的認識を深めることによって、問題解決能力を高め、困難に対処する叡知を養うことを教育目標とする。

(B) 英語英文学科

英語を中心とした高等語学教育並びに国際感覚の涵養に重点をおいた教育を行うことを目的とする。具体的には、教職資格の取得、あるいは、TOEICや英語検定における優秀な成績・資格をもち、英会話能力や英語英文学の知識を活用することで、広く社会に貢献できる有用な人材を育成する。

このため、（１）実践的英語教育により、英語を駆使できる能力を習得させる。（２）英米文学とその関連分野を学ぶことにより、国際的に通用するものの見方・考え方を深めさせることを教育目標とする。

(C) 日本史学科

幅広く豊かな教養と日本史学及びその関連分野における専門知識を身につけることによって、歴史的な洞察力和柔軟かつ論理的な思考力をもって、社会の発展に貢献できる有為の人材を育成することを目的とする。具体的には、教職資格や図書館司書資格、博物館学芸員資格の資格取得、あるいは、歴史認識を基盤とした他者理解能力などを通じて社会に貢献できる有用な人材を育成する。

このため、（１）日本及び世界の歴史に対する深く広い理解力と洞察力を習得させる。（２）数多くの歴史資料や文化財に接するこ

とを通して、地域の歴史・文化財に対する深い理解と愛護の念をもたせることを教育目標とする。

(D) 社会情報学科

情報社会の構造、動態、技術の本質を深く理解し、それらを基盤として分析力、表現力、応用力を培い、地域や社会の発展に寄与することのできる意欲的な人材の育成を目的とする。具体的には、情報処理技術や図書館司書などの実務資格をもって、社会の諸分野に広く貢献しうる有用な人材を育成する。

このため、（１）現代社会の仕組みや人間集団に関する理解を深めるための基礎知識を習得させ、実社会における諸問題を正確に分析し柔軟に対処できる能力を涵養する。（２）情報技術の専門知識を体系的に習得させ、それらを応用して情報社会で要求される問題解決能力や情報メディアによる表現力を高めることを教育目標とする。

(E) 健康栄養学科

人間の心身の健康を通して限りある生命の尊厳を認識し、健康を維持・増進させる専門的な知識と技能を有する人材を育成することを目的とする。具体的には、今日的な健康の課題に対応し、社会に貢献できる有用な栄養士を育成する。

このため、（１）健康に関する知識・技能を身につけた、幅広い人間性を涵養する。（２）現在社会における栄養士教育の質的向上のために、健康に関する基礎理念のもと、各個人のライフサイクルに合わせた運動と食事のあり方について、生活指導のできる能力を養うことに重点を置く。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 短期大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点に係る状況】 本学の目的は学則（資料 1-1-A 及び別添資料 1-1-①-1 第 1 章第 1 条）に定められている。平成 15 年度には大学の養成しようとする人材像を含め、達成しようとする基本的な成果等をより具体的に示すため、「理念と目的・目標」を定めるとともに規程に明記した。

また、平成 18 年度には一部改訂を行っている（本評価報告書Ⅱ目的参照）。大学案内（別冊資料 A）や「教育方針」（別冊資料 B）のパンフレットは「理念と目的・目標」（別添資料 2-1-①-1）に基づき作成され、公開している。なお、「理念と目的・目標」については、ホームページでも公表している。

(http://www.yone.ac.jp/1_introduction/1_outline/01_rinen.html)

資料 1-1-A

学 則 第 1 条

山形県立米沢女子短期大学は、女子としての一般教養を高めるとともに、実際に必要な専門の学芸を教授研究し、有能な社会人を育成することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】 本学は建学以来明確な目的を設定して大学運営を行ってきており、さらに大学の養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な方向をより具体的に示すため、「理念と目的・目標」を定め、公開している。以上のことから、大学として目的が明確に定められている。

観点 1-1-②： 目的が、学校教育法第 69 条の 2 に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】 別添資料 1-1-①-1 第 1 章第 1 条のとおり、本学学則上の目的は学校教育法第 69 条の 2 の短期大学の目的とよく対応している。

【分析結果とその根拠理由】 本学の目的は学校教育法第 69 条の 2 の短期大学の目的から外れるものではない。

観点 1-2-①： 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】 学則に記載されている目的は「学生生活の手引」（別冊資料 C P 1 本学の目的及び P 30 第 1 章第 1 条）に明示している。また、規程として用いている「理念と目的・目標」（別添資料 2-1-①-1）は教授会で審議された後採択されており、規程集に掲載されて各教員に配付されている。さらに、「理念と目的・目標」（別添資料 2-1-①-1）に基づいて作成された「大学案内」（別冊資料 A）や「教育方針」

(別冊資料B)は全学生・全教職員に配付され、新入学生に対してはオリエンテーション時に、新規採用教員に対しては採用時研修において説明している。

【分析結果とその根拠理由】 大学の構成員に対して目的に関する冊子を配付し、必要に応じて説明を行い、目的を周知している。

観点1-2-②： 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点到係る状況】 規程で定めた「理念と目的・目標」(別添資料2-1-①-1)を掲載している「平成15年度自己点検・評価報告書」は関係機関に配布したほか、本学ホームページ上で公開している。

(http://www.yone.ac.jp/3_public_relations/jikohyoka/H15/index.htm)

また、「大学案内」(別冊資料A)は入試説明会やオープンキャンパス、教員による企業訪問等で配付・説明を行っている。配付先と部数は資料1-2-Aの通りである。

資料1-2-A 大学案内配布先と部数

東北地方の高校	409 部
オープンキャンパス	530 部
高校生の本学訪問	240 部
進学説明会	87 部
企業	1937 部

【分析結果とその根拠理由】 本学の「理念と目的・目標」(別添資料2-1-①-1)は高校や就職先企業に公開しているほか、ホームページ上に掲載することで社会に広く公表されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 学則に定められている目的を生かして運営するため、具体的に「理念と目的・目標」(別添資料2-1-①-1)を定め、さらにこれに基づいて「大学案内」(別冊資料A)及び「教育方針」(別冊資料B)の冊子を作成し、本学の目標が広く伝えられるように努力をしている。

【改善を要する点】 本学の目的に掲げている「女子としての一般教養を高めるとともに、実際に必要な専門の学芸を教授研究し、有能な社会人を育成すること」が教職員及び学生にどの程度認識・理解されているかを把握するための調査が必要である。

(3) 基準1の自己評価の概要

本学は学則に定められている目的をもとに、平成15年度に大学の養成しようとする人材像を含めた達成しようとする基本的な成果等をより具体的に示すため、「理念と目的・目標」を定め、公表している。

さらに、「理念と目的・目標」に基づいて作成された「教育方針」は全学生・全教職員や高校生・企業に配付され広く伝えられるように努力をしている。以上のことより、本学は本基準を満たしていると言える。ただし、本学の目的が教職員及び学生にどの程度認識・理解されているかを把握するための調査が必要である。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】 建学の精神である①女子としての一般教養を高める②実際に必要な学芸を教授研究する③地域社会の有為な社会人の育成のため、本学は常に改組改変に取り組んできた。その結果、現在は国語国文学科、英語英文学科、日本史学科、社会情報学科、健康栄養学科の5学科で編成されている。（別冊資料A「大学案内」参照）そして、本学の理念・目的・目標に基づき、各学科の目的が定められており（別添資料2-1-①-1「理念と目的・目標」2及び3）、実際に必要な学芸の教授研究と地域社会に有為な社会人の育成を行うように機能している。また、幅広い専門の各学科が協力して一般教養教育を担当している。

【分析結果とその根拠理由】 本学の建学の精神に基づき改組改変に取り組んで来たことにより、現行の5学科で構成されている。各学科の目的は本学の理念・目的・目標に基づき定められており、本学の学科構成は本学の目的を達成する上で適切なものであると言える。

観点 2-1-②： 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】 本学教員の専門は人文科学系、社会科学系、自然科学系、に加え、体育、語学（英語）と幅広いため、教養教育を適切に行えるような教員配置になっている。また、全教員が1年生前期の教養ゼミを担当しており、少人数での教養教育を実施している。さらに、全学科対象に「総合教養講座」（別添資料2-1-②-1「平成18年度総合教養講座」）を開講しており、学外各界からの講師を招き、今日的・総合的な話題に基づいた教養教育の行える仕組みを整備している。

教養教育の整備・機能化のため、平成18年度までは本学総務委員会の下部組織に共通教育担当班を設けて、よりよい教養教育について審議していた。これに併行して、学生委員会の中にも総合教養講座部会を立てて、本学の授業科目の一つ「総合教養講座」の講師担当者を検討した。17年度を例にとれば、前後期1回ずつ大きな会議を持ち、予算要求や今後の科目の見直しなど討議したり、向後の共通教養科目のあり方についてカリキュラム検討部会に対して諮問したり、という実績がある（別添資料2-1-②-2「平成17年度組織・委員会の自己評価報告書」（共通教育担当班））。18年度の教務委員会においては、別添資料2-1-②-3「平成18年度教務委員会自己評価報告書」に示すように、「合同教養ゼミ」（全学共通）の開催や「大学コンソーシアムやまがた」との単位互換制度の整備・実施に取り組んできた。平成19年度から新たな教務委員会が発足し、カリキュラムの検討をも合わせて上のごとき教育サービスの整備・充実に従事することとなった。

【分析結果とその根拠理由】 本学の教員の専門は幅広く、教養教育を適切に行えるような教員配置になっている。さらに、少人数で行う「教養ゼミ」や今日的話題に基づいた「総合教養講座」の開設により、教養教育を適切に行える仕組みが整備されている。これまで、教養教育が機能的に行われるように担当する組織とその活動を常に改善してきた。現在は教務委員会が教養教育の企画と運営を担当することになり、より強力な形で教養教育の機能化を計るよう心がけている。これらの点から、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機

能していると言える。

観点 2-1-③： 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】 該当なし

観点 2-1-④： 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】 該当なし

観点 2-1-⑤： 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】 本学には附属生活文化研究所という、開学1年後に設立されて以来今日まで続く附属機関がある。活動内容は、生活文化関連の調査及び研究、生活文化関連の共同研究、調査研究資料・成果等の刊行、公開講座主催、地域貢献事業、その他必要と認められる研究所事業の6点である。（「附属生活文化研究所規程」（別添資料2-1-⑤-1第3条）構成員は本学全教員であり、各学科から1名ずつ運営委員を選出し運営委員会を組織して、これが全体を主導している。公開講座に関しては、米沢市協賛の公開講を平成18年度は3講座、平成19年度は4講座を担当している。また、地域貢献に関する中心事業として、山形県置賜地区の「子ども大学」を一手に受けて担当することとなった。なお、公開講座については「公開講座規程」（別添資料2-1-⑤-2）に取り決めがあり、これに従い適正に実施している。

【分析結果とその根拠理由】 生活文化に関わる調査研究（共同研究を含む）、成果の刊行（『生活文化研究所報告』）、公開講座主催、地域貢献事業のいずれもコンスタントに行われ、繰り延べや中止といったアクシデントはこれまで全くなく、良好な活動状況と言える。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点到係る状況】 本学教授会は「教授会規程」（別添資料2-2-①-1第3条）に定められた、本学規程の制定と改廃、学長選考、教員人事、教員研修、教員の定年、学生の入学・卒業・退学・休学・賞罰その他の身分的事項、授業・試験及び単位の認定、学生の補導厚生、その他本学の運営の諸事項につき、第4条どおり月1回の定例開催がなされている（現在のところ8月夏期休暇のみ行われない）。

定例の教授会では、各委員会から上がってきた報告・審議事項を開催日の一週間前に開かれる総務委員会が審議し、教授会にかけの議題を決定する。平成19年度の開催予定は別添資料2-2-①-2（平成19年度教授会・総務委員会日程）に示す通りである。例年の慣行では、第1回（4月）に学生の入学に関すること、第2回（5月）に学外実習に関すること、第7回（11月）及び8回（12月）にカリキュラム・時間割に関すること、

第 10 回（2 月）に入試判定及び卒業判定に関することなど教育活動の主軸になる案件が審議されることになっている。

なお、その他の回においても、必ず教務委員会からの教務に関する報告事案が提示され、滞りない活動状況を呈している。

また教務委員会は必ず月に 1 回のペースで開かれ、教務委員長が、教務活動の報告・審議事項を提示し、委員会でこれを取り扱っている。ちなみに平成 18 年度の教務担当者による会議等の教務活動は、別添資料 2-2-①-3「平成 18 年度教務関係活動計画」（18 年度教務担当者会議資料より）に示すとおりである。

【分析結果とその根拠理由】 教授会における教育活動については、定例の教授会開催の場で必ず教務委員会からの報告、審議案等が出され、定期的にその活動内容を捕捉する仕組みが整っている。教授会が全学的総意のもと教育活動全般に関して決定する機関として十全に機能している。

観点 2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】 一般に教務活動については、18 年度までは実質的な運用に与る教務担当者会議とカリキュラムのあり方を検討するカリキュラム検討専門部会とがあった。本学ではいずれも各学科から最低 1 名は選出され、前者は 8 名程度、後者は 12 名程度でそれぞれ構成される部会を設けていた。このうち教務担当者会議は年数回の会議を開き、主として時間割作成、非常勤講師の手配等の業務に当たり、会議も必要に応じて不定期で行っていた。たとえば 18 年度は 5 回行われている（別添資料 2-2-①-3）。カリキュラム検討専門部会では、規定上必要に応じ部会長の招集によって行われることになっていたが、18 年度は実質毎月定例で行われた。

しかしながら、より実質的な体制づくりをにらんで、19 年度からは新しく教務委員会が組織された。これまでのカリキュラムを検討するような政策的な部門と、学内の教務実務に係る部門とを共に抱えて、教務全般を見据えた形態をとるようになった。（別添資料 2-2-②-1「教務委員会規程」のとおり）なお、教務委員会は始動して間もないが、第 3 条に示す内容に関して必要な会議を開く形態を取っている。

【分析結果とその根拠理由】 本学では教務に関わる業務を実働的な部分を担う教務担当者会議と、教育課程のあり方を検討する企画・検討の部門とを併行して運営する形態をとってきたが、19 年度から新しく教務委員会としたことで、いっそう両者間の交錯が無く均整のとれた体制となった。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 観点 2-1-①及び観点 2-2-②から、また観点 2-1-⑤から、各学科は目標に合わせたカリキュラムの編成・再編成に努めており、学生の現状に合わせた教育にスライドしていけるだけの素地を持っている。また、本学の基本方針の一つである、地域密着型の教育の実践として、その基盤をなす附属機関生活文化研究所が十分に機能しており、高等教育の地域住民への開放も促進していることの 2 点が挙げられる。

【改善を要する点】 現在、教務委員会が中心となって、将来に備えたカリキュラム改革が始動し、今後の活

動にますます期待が寄せられているという段階である。本学のあり方が内外で注目されている現在、改善点というよりも努力目標としてであるが、教務委員会が中心となって、変動する学生の動向や国の教育改革に十分対応できるものに絶えず組み直していく必要がある。

（3）基準2の自己評価の概要

本学の教育方針に基づき、各学科がそれぞれの目標を掲げており、学科構成も適切なものとなっている。教養教育の企画・運営は教務委員会が担当しており、適切に行えるような仕組みとなっている。また、本学の目的・目標のひとつである地域貢献の拠点として、附属生活文化研究所が公開講座、「こども大学」等の企画・運営の役目を果たしている。以上のことより、本学は本基準を満たしていると言える。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】 本学は、教育公務員特例法に則し、山形県行政組織第201条第2項（別添資料3-1-①-1）の定めるところに従い、教員組織を成している。即ち、教授・准教授・講師・助教・助手がこれらに相当し、各々定められた職務に服している。

任用及び昇任などの人事に関する選考は、「教員人事規程」（別添資料3-1-①-2）に照らし、「教員選考基準」（別添資料3-1-①-3）に基づき行われる。このうち助手については、「教員の任期等に関する規程」（別添資料3-1-①-4）及び「教員の任期等に関する規程細則」（別添資料3-1-①-5）により、人事が行われている。また実際の運用面について、全学的には学長・事務局長のほか学生部長・図書館長を管理職に置いての体制がとられている。また各学科には学科長を置き、学長→学科長→各学科教員というような連絡体制のもと、学科運営がとられている。

【分析結果とその根拠理由】 基本方針は公明に示して運用しており、これは短期大学設置基準20条第1項に則っており、現行の規程に照らして適正な組織編成であると判断する。また、第2項に関しても組織的な連携体制がとられている。

観点3-1-②： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

【観点到係る状況】 本学の教員構成は、教授・准教授・講師・助手であり、これに嘱託職員（学科専任）が加えられる。また、非常勤講師については、学科専門科目担当者は各学科の欄に、その他、関連科目（国語国文・英語英文・日本史の3学科共通）担当・資格科目担当・教養科目担当の場合をそれぞれに設けると、教員構成は資料3-1-Aに示すとおりである。

資料3-1-A 教 員 構 成 (平成19年5月1日現在)

	教授	准教授	講師	助手	計	助手を除く欠員	嘱託職員	非常勤講師
国語国文学科	4	3			7	1	1	5
英語英文学科	2	4	1		7		2	3
日本史学科	2	2	1		5	1	1	8
社会情報学科	3	3	1		7	2	2	5
健康栄養学科	4	2	2	3	11			1
共通関連科目								2
資格科目								7
教養科目								5
計	15	14	5	3	37	4	6	36

(助教は本学にいないため表からは除外する)

【分析結果とその根拠理由】 教養教育においては、基本的に本学教員が担当しているが、一部専門外の分野においては非常勤講師で対応しており、各学科とも教育課程を遂行する上での人員は確保されていると判断する。

観点3-1-③： 各学科に必要な専任教員が確保されているか。

【観点に係る状況】 各学科の専門領域と学生定員から定められている必要教員数に対し、本学の教員数は多く配置されており、このため、本学の基本方針である少人数教育が可能となっている。また、各学科とも、必要教員数に占める教授数も設置基準の条件を満たしており、学生に対して質の高い教育を提供できる体制になっている。各数値は資料3-1-Bに示した。

資料3-1-B 必要教員数に対する教員数、教授数とその割合 (平成19年5月1日現在)

	学生定員	設置基準に定める必要教員数	専任教員数	教授数	必要教員数に占める教授の割合
国語国文学科	100	4	7	4	100.0%
英語英文学科	50	4	7	2	50.0%
日本史学科	50	4	5	2	50.0%
社会情報学科	50	7	7	3	42.8%
健康栄養学科	40	5	8	4	80.0%
計	290	24	34	15	52.5%

各学科主要科目に照応する専任教員を配置しているかという点について、英語英文学科・社会情報学科は、「基幹科目」、「導入科目」あるいは「基礎科目」のどの科目においても本学専任の教授・准教授が担当している(別冊資料DシラバスP28～29「英語英文学科専門科目」P32～33「社会情報学科専門科目」)。健康栄養学科についても別添資料3-1-③-1「栄養士養成施設の専任教員の数及び資格要件」のように、必要人員を揃えている。対して、国語国文学科及び日本史学科については、「基幹科目」において、「国文学講読二」「国文学講読四」「国文学演習二」(別冊資料DシラバスP26～27「国語国文学科専門科目」)、同じく「基幹科目」である「日本史講読六」「日本史特殊研究六」「日本史演習六」(別冊資料DシラバスP30～31「日本史学科専門科目」)は併せて3名の非常勤講師が担当している。ほかは総て本学専任教員が担当している。

ただし、主要科目を専任教員が担当しているかどうかという観点では問題がある。とりわけ国語国文学科と日本史学科は、それぞれ1名ずつの欠員が(国文14年度より、日本史15年度より)生じているが、四大化に向けた準備としてこれを補充せずに空けたままにしてきた。しかしながら、平成18年3月に設置者から「当面短大として活性化を図っていく」との方針が示されたことにより、現在2名の欠員を補充するように、県と交渉している最中である。また、社会情報学科については、平成19年4月より2名の欠員が生じているが、前期は「経済学入門」等4科目を非常勤講師で緊急的に対応しながら、公募選考を行っているところである。

【分析結果とその根拠理由】 国語国文学科・日本史両学科においては、主要科目を非常勤に任せざるを得ない状況が続いているので、適正な教員の配置を設置者に要望している。なお、社会情報学科の教員については、欠員になっている2名について現在選考中であり、前期は非常勤講師で対応しているが、10月1日付けで採用される見通しなので、特に問題はないものと思われる。

観点3-1-④： 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】 本学教員の男女年代別構成を学科毎に示したのが、資料3-1-B「学科別男女年代別構成」である。

資料3-1-B		学科別男女年代別構成								
	60代		50代		40代		30代		20代	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
国語国文学科	1		2		3			1		
英語英文学科	1		1		3			2		
日本史学科				1	3		1			
社会情報学科			3		1		2	1		
健康栄養学科	1	2	1	1		2	2	1		1
計	3	2	7	2	10	2	5	5		1

本学教員の年齢構成は資料3-1-Bからわかるように、国語国文や日本史など学科によっては、男女比率において男性教員数がかかなり上回る場合もあり、また年代ごとにその比率をみれば30代を除き、女性の数は少ないと言える。ただし女性教員が0の学科はなく、全体的には偏っているとは言えない。年代別に見ても、40代の教員が最も多いながら、各年代ともバランスのとれた人数となっている。平成15年度から助手を対象として任期制を導入している。

【分析結果とその根拠理由】 年代別に見た男女比に若干の差はあるが、全体的にはバランスがとれていると判断できる。学科別による構成員の偏りも特に認められるところはなく、おおむね適正である。また、教員組織の活動を活性化するために、助手を対象に任期制を導入している。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。
特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】 教員の採用・昇任に際しては、「教員人事規程」（別添資料3-1-①-2）に定められる手順に従い、「教員選考基準」（別添資料3-1-①-3）に照らして選考している。またここに示されている基準の趣旨は、教育公務員特例法第3条の規定に基づくものであることが謳われている教員の任用・昇任の審議は、申し出のあった候補について、総務委員会の人事担当がこれを受け、総務委員会・教授会の議題にかけ、そこで人事に関する専門委員会が設立される。専門委員会は、候補者から提示された「教育・研究業績書」「履歴書」及び推薦人の「推薦書」を基に、候補者の教育・研究業績及び学内分掌の実績等を審査し、それに足る者であるかどうか審議する。業績書には研究活動に関する記事のほか、担当授業科目の教育上の工夫をまとめたもの、主な学内分掌、社会活動等についての記載欄がある。このうち主として研究業績については、目安として定められている「教員人事に関する申し合わせ」（別添資料3-2-①-1）の1に照らして、業績を審査する。

【分析結果とその根拠理由】 教員人事については、明確な基準が定められており、それに添って運用がなされていると見なされる。ただし、本学の教員選考は主として研究活動に重きを置いて行われてきたきらいがある。事実「教員人事に関する申し合わせ」（別添資料 3-2-①-1）にも、研究業績については数値的な基準が示されてはいるが、そのほかについて言えば、数値目標というべきものは掲げられていない。本学は教育の理念にも述べてあるように、基本方針の第一項に「教育機能の充実強化」を挙げて取り組んでいるからには、教育活動についてもそれに比類されるような、より具体的な基準が求められてもよいはずである。その取り組みの第一段階として、平成 18 年度の「教育研究業績書」（別添資料 3-2-①-2）の「I. 教育活動」において、「D. FD 授業改善活動」及び「E. 正規課程以外の教育活動、学生支援」の二項を新たに盛り込んで、積極的に評価の対象に加えた。

観点 3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到に係る状況】 教育活動については、年度ごとに各教員に「教育・研究業績書」の提出を求め、それを適切に管理することを自己評価・改善委員会で担当している。また、学生に対する授業アンケートを前後期 2 回実施し、それを基にアンケートした授業科目ごとに授業改善報告書を作成し、提出を義務づけている。

本学では、教育活動に関する実質的な評価は各教員の自己評価に委ねてきているが、授業改善に資する活動にも着手した。いわゆる FD 活動の一環であるが、平成 18 年度後期より、授業公開制を導入した（資料 3-2-A 「教職員に対する授業公開制度」（平成 18 年 7 月 20 日制定）抜粋。

資料 3-2-A 教職員に対する授業公開制度（平成 18 年 7 月 20 日制定）の抜粋

（目的）

1. SDFD 活動の全学的な向上に資することを目的として、教職員が参観できる公開授業を設ける。

（実施方法）

2. 担当教員が、教職員の参観を認める授業科目を指定する。一教員最低一科目の公開授業科目を設置することが望まれる。
3. 授業の公開に際して、担当教員が参観者に何らかの条件を付することができる。
4. 年度始めに、公開授業科目及び公開条件の一覧を SDFD 研修運営部会が作成し、教職員に配布する。

（制度の活用）

5. 公開授業担当の教員は、参観者に対して感想などの意見を求めることができる。
6. 参観した教員は、参観の成果を自己の授業改善に資するよう努める。
7. 参観した職員は、参観の成果を大学運営に資するよう努める。
8. 授業を公開した教員及び授業を参観した教員は、教育研究業績書の「FD 授業改善活動」の項目に、その旨の記載をするものとする。

また、把握された問題点に対する取り組みの一例として、「平成 17 年度学生の声」についてのアンケートに「英語学入門」の科目を 1 年生も受講できるようにしてほしい旨の要望がなされた。これに応える形で、平成 18 年度生用のカリキュラムで、当該科目の学年指定を「2」→「1・2」に変更し、現在ではそのように改正されている（別冊資料 D シラバス「英語英文学科専門科目」P28～29）。また、本学では授業改善のための取り組みとして、アンケートを基に改善案を提示し、それを講義計画書の記述に反映させている（「受講生へのメッセージ（授業評価を踏まえた方針など）」参照）。授業改善の具体的な取り組み例として、資料 3-2-B F

Dワークショップ（2007.2.22・スポーツ実技担当者報告）の抄録を掲げる。

資料3-2-B FDワークショップ（2007.2.22・スポーツ実技担当者報告）の抄録

受講実態（資料） 現状、課題

○受講について

年間で2コマ多くしたことにより、1コマあたりの人数は若干は正されたものの、受講者の総数が増加したこと、時間割による学年、学科別の偏りなどから、学生の希望には必ずしも添えていない。アンケートでも受講のしやすさに関する項目での評価は若干低い。実際、オリエンテーションの段階で受講を希望する学生が100名を超えることもある。現状の施設を考えると、夏期の好天時を想定した場合なら100名程度までは内容の質を保つことができるが、雨天時や冬期になると、40名程度が限度である。学生の授業に対する満足度も人数が多いほど低いことから、さらなる工夫が必要である。具体的には各学科との時間割調整等をこれまで以上に行うことが挙げられる。

○内容について

アンケートの結果から考えると、学生自身は実技の時間をおおむね楽しんでいる。また、満足度もまずまずの結果ととらえている。生涯スポーツへの導入という点では、スポーツ実技を今後も履修したい、または日常生活に取り入れたいという意向がみえることから、動機付けはできていると思われる。身体を動かす時間として、活動従事時間の確保はかなり意識しているが、授業の人数に対する不満がある授業ほどこの時間の確保が困難であり、さらには授業自体に対する満足度とも関連していると考えられる。また、少数ではあるが、同じ種目をしっかり取り組みたい、特定の種目をもう少し深めたいという意見もある。実施上で配慮はしているものの、十分に対応できておらず、今後の検討課題である。

今後さらにスポーツ実技を充実させていく上で、現カリキュラムが来年度で2年目となるため、再度検証を実施し、カリキュラムの構成そのものも含めて検討を重ねていきたい。

【分析結果とその根拠理由】 上に述べたとおり、本学では教育活動に関する実質的な評価は、各教員の自己評価に委ねてきたという経緯である。他者の視点から評価するという点に関しては、昇任人事以外に本格的には行ってこなかったと言える。しかしながら今回の授業公開制度導入により、学内の組織的な評価機関ではないにせよ、それに堪えるだけの実益性を伴う制度として整備されつつあると評価される。現在のところ各教員の判断によって担当授業科目の一部の公開であるが、今後更に拡充してゆく必要性はある。このような課題は残るものの、上に掲げたように、学生の声を基にしたカリキュラムの変更例や授業改善ワークショップの実例を見る限りにおいて、一応課題としてあがったものを解決していく方向で実働しているものと評価できる。

観点3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】 各学科教員の主要研究テーマ・業績と担当授業科目との相関を(別添資料3-3-①-1)に掲げる。また一例にある教員における資料3-3-Aシラバス(別冊資料DシラバスP81)と資料3-3-B教育研究業績書(一部)とを対照させてみる。

資料3-3-A

シラバス (別冊資料D P81)

科目コード	科目名	単位	担当者	開講	開放
××××	×××××	4	××××	通年	
【授業のねらい】 幕末期庄内方言の調査・研究。庄内地方に残る郷土本二種を主たる対象として、幕末期の庄内方言の一実態を観察・記述する。 【授業計画】 1 幕末期庄内方言の資料群 2 資料の解説 3 資料の内部徴証 4 個別・集団調査 5 まとめ 【テキスト】 指定せず。プリント配布。 【受講生へのメッセージ（授業評価を踏まえた方針など）】 卒業研究と関連づけながら行う予定です。 【評価方法】 学年末の提出レポートによって評価する。					

資料3-3-B

教育研究業績書 (一部)

10. 庄内地方「郷土本」に見られる方言描写—『箴の千言』に描かれた「帯」なる人物のこぼれをめぐって—	単	2002年12月	山形県立米沢女子短期大学紀要 第37号	庄内地方「郷土本」の一つ、『箴の千言』に登場する人物の言葉に注目し、そこには上方語と庄内方言とが語法上対立的に描かれている事実を示した。また、そのうち上方語を話す人物の会話部には、ごく一部庄内方言が混入しており、こうした事例から、異郷にあつていわゆるお国言葉を用いての対話が許されること、またそのような状況下にあつては当該社会の言葉の混入を避けきれないこと、の二つの可能性を指摘した。(pp.167～184)
11. 庄内方言資料としての『子之助夢ものがたり』—研究と翻刻—	単	2003年3月	山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告 第30号	幕末期に書かれた読本『子之助夢ものがたり』について、内部の表記・音韻現象・語彙語法等を検討し、近世庄内方言の資料として見た場合の資料的価値を考察した。その結果、語彙語法は古文体に依っているため資料的価値は薄いながら、音韻現象については庄内方言音を多分に取り込んだ書き方がなされ、資料として活用に耐えるものであることを説いた。(pp.41～64)

総ての担当授業科目に教員自身の研究テーマが関係するわけではない。本学のカリキュラム上場合によっては教員の専門外分野であっても、学際的に関わっている教員が担当せざるを得ないのが実情であるが、各学科とも専攻する分野の射程内に帰する授業を担当しており、概ね双方対応していると認められる。特に健康栄養学科では栄養士養成に向けた授業・実習・実験が行われているが、基礎となる知識や技術のみならず、健康の維持・増進及び疾病予防と治療に関わる研究が行われ、教育と研究の相関が認められる。

ただし、本学全教員による教養ゼミについては、大学生としての教養を涵養するという視点から、ある程度専門性を離れたところで教授することが科目設立当初からの意図であり、この科目に関しては必ずしも専門領域で担当するわけではない。

【分析結果とその根拠理由】 以上の状況から、全学的に見て自身の研究と無関係の科目を担当することは教養ゼミ等の特定の科目を除いてはない。また逆に、業績なしに授業を担当するというケースも現在ない。よって、全学的に教育内容等と研究活動とが関連しているとみなされる。

観点3-4-①： 短期大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援が適切に配置されているか。

【観点到係る状況】 本学事務局には、山形県行政組織規則第50条（別添資料3-1-①-1）により、総務課・庶務係、教務学生課・教務学生係が置かれるとともに図書館管理や企画部門に必要な人員が配置されている。（別添資料3-4-①-1平成19年度事務局事務分担表）。また、学生支援に関しても、教務学生課職員が深く関与している。平成19年度現在では課長・係長のほか3名の主査・主事が就き、さらに5名の嘱託職員が交替で窓口業務を担当し、学務・補導厚生・進路指導に関わる全般の事務に当たっている。また、キャリア支援センターには教務学生係の職員1名が兼務で配置されているとともに、2名の嘱託職員が張り付いており、学生の進路支援を行っている。全体として事務局職員の手の及ばない部分については、嘱託職員を置いて学生サービスに努めており、結果として学生との親密な相互関係を構築している。

総務課では主として教職員に関わる業務が執り行われているが、学内施設・学内行事に関すること、学生食堂・学生寮などの運営に関わることに携わっており、間接的には学生生活支援に供している。

附属図書館においては、管理専門員及び主査が各1名と嘱託職員2名で図書館業務に当たっている。また図書館においては、通常開館時間外（17:00）以降の対応は学生アルバイトを雇うことで賄っている。

教員の授業科目（本年度前期）にて支援者を配置させているものとして、教養科目では「情報処理演習Ⅰ」5クラスと「同Ⅱ・Ⅲ」の3科目である。また各学科では、健康栄養学科の校外実習において別の支援体制を必要としており、たとえば平成18年度に関しては別添資料3-4-①-2「健康栄養学科平成18年度の実習要録」のような体制で実施された。

【分析結果とその根拠理由】 業務に滞りなどの支障はない程度に人員は確保されていると言える。特に実習科目の多い社会情報学科においては、現在のところその補助は適正な配置であると考えられる。平成18年度に、年度途中で職務分担の一部代替が行われたように、今後も適宜職務分担の見直しを行いつつ、学生支援に最も実効性のある弾力的な体制にしていくことが望まれる。ただし、高等教育に関わる事務職員としては、県人事異動に伴う事情から、高度専門的なスキルを持つ人員が少ないことが課題である。現在は、管理職を中心に事務の申し送り・引き継ぎが徹底され、あるいは学内における事務分担の再編成を随時行うことにより、支障の出ないように工夫されている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 地方の短期大学であるという点において、一般論として人員を確保しづらい側面（転出が比較的多く、また教員公募に募る層にある種の偏向が出やすいなど）があるにもかかわらず、本学は、「教育目標に見合う教員数を確保している。」という点が評価できる。また、「職名別・年齢層別に見ても均衡のとれた員数である。」と言える。これはバランスを考慮した公募制による教員任用が十全になされているためである。また、昇任人事において絶えず自己点検する機会を捉えて厳正に行っていることも、そうした現状を支えている。

【改善を要する点】 教育支援者においては、県職員であることから異動人事のサイクルが早い分、高等教育に関わる事務職員として高度専門的なスキルを持つ人員が少ないことが弱点としてあげられる。これについては、管理職を中心に事務の申し送り・引き継ぎを徹底すること、あるいは学内における事務分担の再編成を随時行うことにより、支障の出ないように工夫されている。また学内のSD研修の実施や各種委員会への帰属により、新任者にも学務に比較的早く精通するよう考慮されているが、まだ十分とはいえない。

（3）基準3の自己評価の概要

本学の教育活動に要する人員は確保されており、一部欠員はあるが、概ね良好なバランスを保持している。教員人事は明確な基準が定められており、適切に運用されている。又、教員の教育活動は授業評価アンケートで定期的に評価されており、それをもとに各教員が授業改善に努めている。

教育課程に必要な職員、支援者は、県職員である事務職員が担当しているが、教育支援の効果を上げるために適切な工夫がされている。また、本学を卒業した者を嘱託職員として抱えることにより、より学生に密接な対応が出来ている。以上のことより、本学は概ね本基準を満たしていると言える。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点に係る状況】 本学は国語国文学科、英語英文学科、日本史学科、社会情報学及び健康栄養学科の5学科から成っている。日本史学科及び社会情報学では、平成 18 年 5 月に学科としてのアドミッション・ポリシーを定めたが、本学としてのアドミッション・ポリシー並びに国語国文学科、英語英文学科及び健康栄養学科のアドミッション・ポリシーは、平成 19 年 1 月に定められた。これを受けて、本学及び全学科のアドミッション・ポリシーは、大学案内、広報、学生募集要項及びホームページに掲載し公表、周知している。

(http://www.yone.ac.jp/1_introduction/1_outline/01_admission.html)

【分析結果とその根拠理由】 本学では大学及び学科ごとの教育目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針を平成 19 年 1 月にアドミッション・ポリシーとして定め、大学案内、広報、学生募集要項及びホームページに記載して、周知を計っているが、まだアドミッション・ポリシーを定めて日が浅いため、各高等学校への周知は十分とはいえない。

観点 4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】 本学ではアドミッション・ポリシーに沿った受入方法の一つとして AO（アドミッション・オフィス）入学を平成 19 年度入試から一部の学科で採用している。日本史学科及び社会情報学科では、平成 18 年 5 月にそれぞれのアドミッション・ポリシーを定め、学科のアドミッション・ポリシーに適合した者を選抜条件としている。

なお、本学では、AO 入学の他にセンター試験を課さない推薦（学校長推薦）入学（全学科）、センター試験を課す推薦（自己推薦）入学（国語国文学科、日本史学科及び健康栄養学科）、一般入学（全学科）及び特別入学の各選抜を実施している。特別入学には一般社会人特別入学、私費外国人留学生特別入学、帰国子女・在外子女特別入学、及び学士・短期大学士特別入学がある。（別冊資料 E「平成 20 年度学生募集要項」、別添資料 4-2-①-1「面接マニュアル」、過去 3 年間の入試問題として別添資料 4-2-①-2「平成 17 年度学科別推薦・一般入試小論文問題」別添資料 4-2-①-3「平成 18 年度学科別推薦・一般入試小論文問題」別添資料 4-2-①-4「平成 19 年度学科別推薦・一般入試小論文問題」、及び別添資料 4-2-①-5「平成 18 年度学科別学士・準学士等特別入試問題」）また、平成 19 年度特別入学による受験者は、健康栄養学科のみで、平成 19 年度推薦入試小論文問題と同一問題で試験を行った。

【分析結果とその根拠理由】 少子化と学生の短期大学離れが全国的に顕著であるが、県内外の高等学校に対して本学のアドミッション・ポリシーの周知に努め、適切な学生の受け入れが機能するようにしたい。

本学では、アドミッション・ポリシーを定めてから日が浅く、高等学校等に周知されているかの判断は現時

点ではできない。

観点 4-2-②： 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点到係る状況】 該当なし

観点 4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到係る状況】 入試の実施は、各試験毎の入学者選抜試験実施要項に従い、学長を実施本部長とし、その指揮監督の下で教職員が各業務に従事する（別添資料：4-2-③-1「入試委員会規程」）（別添資料4-2-③-2「平成19年度推薦（特別）入試実施要領」）（別添資料4-2-③-3「AO入学試験マニュアル」）（別添資料4-2-③-4）「平成19年度一般入学試験実施要綱」。合格者数の決定は各学科の提案に基づき、教授会で審議して決定している。選抜結果は、合格者の受験番号を本学正面に掲示すると共にホームページ上で公表している。また、試験結果の開示を希望する場合は、口頭による申し出に基づいて総合得点及び順位を開示している。開示期間は合格発表日から一ヶ月間で、開示内容は総合得点及び順位である。入学者選抜試験において、不測の事態が生じた場合は、学長、学生部長（入試委員長を兼任）、事務局長が協議しこれに対応している。

なお、各入試は以下のように行っている。

○AO入試

入学者選抜の実施は教授会規程に基づき設置された入試委員会及びAO入試を実施する学科の面接員（各学科3名）により実施している。

○センター試験を課さない推薦入試（学校長推薦）

入学者選抜の実施は上記の入試委員会、各学科選出の問題（小論文）出題委員（複数名）、問題点検委員及び面接員（各学科3名）により実施している。小論文の採点は各学科3名の採点員が行っている。

○センター試験を課す推薦入試（自己推薦）

入学者選抜の実施は上記の入試委員会及び各学科選出の面接員（各学科3名）により実施している。

○一般入試（センター試験利用）

入学者選抜の実施は上記の入試委員会、入試委員長が指名する問題（小論文）出題委員（4名：委員長含む）及び問題点検委員（3名：委員長含む）により実施している。小論文の採点は学長から委嘱された採点員が行っている。

○特別入学入試（一般社会人、私費外国人留学生、帰国子女・在外子女及び学士・短期大学士）

入学者選抜の実施は上記の入試委員会、各学科選出の問題（小論文）出題委員（複数名）、問題点検委員及び面接員（各学科3名）により実施している。小論文の採点は各学科3名の採点員が行っている。

【分析結果とその根拠理由】 入学者選抜の実施は教授会規定に基づき設置された入試委員会を中心にして、上記の通り、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されている。

観点 4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点到係る状況】 本学としてのアドミッション・ポリシー並びに国語国文学科、英語英文学科及び健康栄養学科のアドミッション・ポリシーを定めたのが平成 19 年 1 月であり、各学科は平成 20 年度入試からそれをふまえての学生受入れを行うことにしている。なお、受験生に対し、具体的にどのようにアドミッション・ポリシーを求めているかについては、今後入試委員会で検討する予定である。

【分析結果とその根拠理由】 本学では、大学及び学科のアドミッション・ポリシーを定めたのが平成 19 年 1 月であり、それに沿った受入れは平成 20 年度入試から行うことになるため、検証は平成 20 年度入学者選抜実施後に行う予定である。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点到係る状況】 本学は学年定員 290 名（国語国文学科 100 名、英語英文学科 50 名、日本史学科 50 名、社会情報学科 50 名、健康栄養学科 40 名）である。平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 年間の入学定員に対する実入学者数（別添資料 4-3-①-1 「入学試験実施状況」）の割合は 109%（平成 16 年）～114%（平成 17 年）である。学科別では国語国文学科の入学者数は 105 名（平成 19 年度）～117 名（平成 17 年度）、英語英文学科は 51 名（平成 19 年度）～61 名（平成 18 年度）、日本史学科は 53 名（平成 18 年度）～64 名（平成 17 年度）、社会情報学科は 56 名（平成 17 年）～66 名（平成 19 年）、健康栄養学科は 40 名（平成 18 年度）～45 名（平成 15 年度と 16 年度）となっている。実入学者数が入学定員を 20%以上超えたのは英語英文学科の 61 名（平成 18 年度）、日本史学科の 61 名（平成 19 年度）、64 名（平成 17 年度）及び社会情報学科の 66 名（平成 19 年度）の 4 回である。現在までのところ実入学者数が入学定員を下回った年度はない。

本学では入試委員会を中心として、絶えず入学者選抜方法の検討・見直しを行ってきた。大学入試センター試験は平成 16 年度入試から短期大学でも利用できることになり、本学でも平成 16 年度から一般入試で利用している。また、全国でも珍しい「センター試験を課す推薦入学（自己推薦）」を平成 18 年度入試から実施、さらに、AO入試を平成 19 年度から実施して、多様な個性を持った学生の受け入れに努めている。

【分析結果とその根拠理由】 本学では、入試委員会を中心に毎年志願者状況について議論を重ねてきており、センター入試の導入、自己推薦入試、AO入試の導入などで学生受け入れの適正化を図ってきた。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 本学では教職員が協力して学生募集活動を行い、入学者選抜は適切かつ公正に行われている。現在までのところ、一定の志願者倍率が維持されており、入学定員を下回った年度はない。

【改善を要する点】 全学及び全学科のアドミッション・ポリシーを定め公表周知したのが平成19年1月である。現在も県内外の高等学校などへの周知に努めているがまだ不十分である。今後も色々な方法でアドミッション・ポリシーの周知徹底を図っていく必要がある

（3）基準4の自己評価の概要

本学では教育の目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーを定め、大学案内、広報、学生募集要項及びホームページに掲載している。また、平成19年度に至るまでの入学者選抜において、本学の学生受け入れは適正かつ公正に行われており、定員に対し一定の志願者倍率を維持しており、入学定員を大幅に超えたり、下回ったりすることはなかった。このことは、入試委員会を中心として、絶えず入学者選抜方法の検討・見直しを行い、学生募集活動も積極的に行ってきたためと言える。以上のことより、本学は本基準を満たしていると言える。ただし、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われているかどうかの検証を行う必要がある。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<短期大学士課程>

観点 5-1-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

【観点に係る状況】 教養科目全体として、総合・人文・社会・理科・情報リテラシー・語学・保健体育の授業科目を配置している（別冊資料DシラバスP24～25「平成 19 年度教養科目カリキュラム表」・同P38～41「時間割」）。一般教養科目は「教養教育科目」、「共通基礎科目」からなっている。情報リテラシー科目としては、情報処理演習Ⅰ（文書作成）、情報処理演習Ⅱ（主に表計算）、情報処理演習Ⅲ（検定資格対応）を開講している。外国語科目では、英語一～九、英会話A～E、フランス語一～四、中国語一～四及び海外語学実習を開講している。保健体育科目では、多様なスポーツ種目に対応できるようスポーツ実技一～十を開講し、健康理論も開講している。

資格科目では、中学校教諭(二種)及び栄養教諭(二種)に関しては、教育職員免許法施行規則 第 6 条及び教育職員免許法施行規則 第 10 条の 3 に基づき、教職に関する科目を設置している（別冊資料DシラバスP36「教職に関する科目」）。図書館司書資格取得に関する科目は、図書館法施行規則第四条における指定科目を、学校図書館司書教諭資格取得に関する科目は、学校図書館司書教諭講習規程第三条における指定科目をそれぞれ開講している（別冊資料DシラバスP36「司書に関する科目」・「司書教諭に関する科目」）。博物館学芸員資格に関する科目では、博物館法第 5 条第 1 項 1 号の規定に基づく科目が設置されている（別冊資料DシラバスP37「学芸員に関する科目」）。ピアヘルパー試験の受験には関連する 3 科目 6 単位の単位取得が必要であり、そのために 14 科目を指定してある（別冊資料Dシラバス P37「ピアヘルパーに関する科目」）。栄養士免許取得に関する科目は、健康栄養学科の専門科目として、栄養士法施行規則に基づいた「栄養士必修科目」50 単位を設定している（別冊資料DシラバスP34～35「健康栄養学科専門科目カリキュラム表」）。

専門科目に関して、国語国文学科では、正しい日本語を用いる能力を養い、伝統文化の豊富な知識を身につけ、緻密な論理的思考を有する人材の育成を目的として、幅広い国語国文学の専門科目を準備している（別冊資料DシラバスP26～27「国語国文学科専門科目カリキュラム表」）。

英語英文学科の専門科目は、英会話やライティング（英作文）、LLのなどの実践的な科目と、英米文学、英語学、異文化理解などの教養的な科目の二種類が、ほぼ同じ比重で配置している（別冊資料DシラバスP28～29「英語英文学科専門科目カリキュラム表」）。

日本史学科の教育の目的は、歴史的な洞察力と柔軟かつ論理的な思考力をもって、社会の発展に貢献できる有為の人材を育成することにある。日本史学科の専門科目は、基礎・基本（基礎科目）から、より専門的な内容（基幹科目）へ、さらには関連分野（展開科目、関連科目）へと深く学ぶことができるよう、体系的に配置している（別冊資料DシラバスP30～31「日本史学科専門科目カリキュラム表」）。

社会情報学科は、情報科学の基礎知識と応用力を身に付け、社会科学的な広い視野と分析力を兼ね備えた人材の養成を目的としている。社会情報学科の情報系と社会系の専門科目はこの目的に沿ってバランスよく適切に配置され、カリキュラムは体系的に編成している（別冊資料DシラバスP32～33「社会情報学科専門科目カリキ

ュラム表」・別添資料5-1-①-1「社会情報学科各学期受講可能科目表」）。

健康栄養学科は健康に関する知識と技能を身につけた社会に貢献できる栄養士の養成を目的としている。健康栄養学科の専門科目は、平成14年度に改正された栄養士法施行規則に基づいて編成しており、教育内容から6分野に大別し、各分野は講義と実験・実習で構成している（別冊資料DシラバスP34～35「健康栄養学科専門科目カリキュラム表」）。

【分析結果とその根拠理由】 教養教育科目には、総合的な教養を身につけキャリア形成を支援する科目と主題別の教養を身につける科目として人文・社会・理科・語学などの科目がバランスよく配置されている。情報リテラシー科目は資格取得への対応も含めて適切に配置されている。

外国語科目は国際化時代ゆえに韓国語なども入れたいところであるが、現在の時間割編成では難しい状況にある。保健体育科目は、学生が可能な限り自分の興味がある種目を選択できるよう配置されている。

資格科目のうち、教職、図書館司書及び司書教諭、博物館学芸員、ピアヘルパー、栄養士の科目は、それぞれ適切に配置されている。ただし司書科目のうち選択乙群科目で資格取得後の進路に最も役立つとされる「図書館特論（図書館実習）」については、履修希望者が多すぎて受け入れ先の不足が生じること、その他の履修科目への影響が大きいことなどから開講できずにいる。

国語国文学科・英語英文学科・日本史学科・社会情報学科・健康栄養学科の専門科目は、それぞれの学科の教育方針に基づいて適切に配置されている。

観点5-1-②： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】 教養教育科目「総合の分野」では、入学したばかりの学生に対して大学教育の導入として「教養ゼミ」、現代的な教養を身につける「総合教養講座」、キャリアの形成を支援する「キャリア形成支援講座」などを設けている（別冊資料DシラバスP43「総合教養講座」）。情報リテラシーは必要不可欠な基礎能力となっているため、情報処理演習Ⅰでは文書作成、同演習Ⅱでは主に表計算の基本操作を教え、また同演習Ⅲでは、検定試験のために模擬的な練習問題を多く課している（別添資料5-1-②-1「情報リテラシーの授業内容」・別冊資料DシラバスP51「情報処理演習Ⅰ」）。外国語科目は、基礎的な英語力を養うことを主な目的とし、さらに英語三・四・六は四年制大学への編入対策をも視野にいれている。英語英文学科以外の学生にも国際化社会にむけての教養涵養のため、外国人（アメリカ人）による英会話や海外語学研修の授業も設けている（別冊資料DシラバスP52～59「英語一～英語十、英会話A～E及び海外語学研修」。保健体育科目は、学生が生涯スポーツを楽しむ契機となるべく、複数のスポーツ種目に触れられるよう配慮している（別冊資料DシラバスP65～69「スポーツ実技一～実技十」）。

資格科目の教職科目は、中学校教諭(国語・英語・社会二種及び栄養教諭二種)が教育職員免許法施行規則第6条及び第10条の3にそれぞれ定められた内容の科目を設けている（別冊資料DシラバスP199「教職の意義と教員の役割」）。図書館司書資格に関する科目は、図書館法施行規則第4条における指定科目、甲群12科目及び乙群5科目中より選択2科目において定められた科目を、学校図書館司書教諭資格に関する科目は、学校図書館司書教諭講習規程第三条における指定科目5科目を開講している（別冊資料DシラバスP207「図書館概論」）。博物館学芸員に関する科目は、博物館法第5条第1項1号の規定により、「博物館概論」等の科目を設置している（別冊資料DシラバスP219「博物館概論」）。ピアヘルパーの科目指定は、本学の担当者（亀ヶ谷雅彦准教授）がピアヘルパーの目的や内容に合致するものを選定している（別冊資料DシラバスP225「社会心

理学」)。栄養士免許に関わる科目は、「社会生活と健康」など6分野に「栄養士必修科目」や「選択科目」として、社会的ニーズである健康の維持・増進と生活習慣病対策に必要な科目を開講している（別添資料5-1-②-2「健康栄養学専門科目概要」・別冊資料DシラバスP182「食品学」）。

専門科目として、国語国文学科では、基礎科目で国文学や国語学などの分野を網羅的・総合的に学び、講読科目や特殊講義科目において専門分野の知識を深め、演習科目では学生に発表を科して思考力を養うように留意している（別冊資料DシラバスP71「国文学概論」）。

英語英文学科では、教育理念及び教育方針（国際社会にも通用する実践的な英語力を涵養すること、ものごとを偏見無く見るための洞察力と社会に出て十分に対応できる教養を涵養すること）に適した授業編成をとっている（別冊資料DシラバスP89「英米文学入門」）。

日本史学科の教育目的（歴史的な洞察力と柔軟かつ論理的な思考力をもって、社会の発展に貢献できる有為の人材の育成）を実現するため、基本から専門へ、知識から体験へとより深く学ぶことにより、実戦的な洞察力・思考力を養えるよう、基礎科目、基幹科目、展開科目、関連科目を配置している（別冊資料DシラバスP117「日本史概説一」）。

社会情報学科の専門科目は、「導入科目」「情報基礎科目」「情報応用科目」「社会応用科目」「演習科目」「特定領域研究」「卒業研究」の7区分に分類し、全部で47科目ある（別添資料5-1-①-1「社会情報学科各学期受講可能科目表」・同5-1-②-3「社会情報学科専門科目授業内容」・別冊資料DシラバスP160「情報メディア論」）。

健康栄養学科の専門科目では、社会的ニーズである健康の維持・増進と生活習慣病対策に必要な基礎科目の充実を図り、また平成17年度より栄養教諭の養成を開始している。（別添資料5-1-②-2「健康栄養学科専門科目授業概要」・別冊資料DシラバスP185「基礎栄養学」）。

【分析結果とその根拠理由】 教養科目は、大学教育の導入と現代社会で求められる教養と情報処理能力を身につけ学生のキャリア形成を支援するための科目を設けられており、それぞれの趣旨に合致した編成をとっている。ただフランス語、中国語は週に一コマの授業であるので、十分に習熟するには時間不足である。短期大学の時間割の窮屈さを考えると困難ではあるが、今後の課題ではある。

資格科目は、それぞれの根拠法令等に則り、適切な授業を編成しており、専門科目は、それぞれの学科の教育目的に即して、適切に授業が編成されている。

観点5-1-③： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

【観点到係る状況】 それぞれの授業科目に対応した最新の成果を反映している（別添資料5-1-③-1「教養科目の授業に反映された研究成果」・同5-1-③-2教職科目「総合演習」課題・別冊資料DシラバスP208「図書館経営論」・別添資料5-1-③-3資格科目（学芸員・ピアヘルパー・栄養士）の授業に反映された研究成果・同5-1-③-4専門科目（国語国文・英語英文・社会情報・健康栄養）に反映された研究成果・同5-1-③-5国語国文学科専門科目「国文学特殊講義五」配付資料・同5-1-③-6日本史学科専門科目「日本史概説二」配付資料・別冊資料DシラバスP144「国際交流史」）。

【分析結果とその根拠理由】 本学の教養科目、資格科目、専門科目の各分野において、それぞれ最新の研究

成果が講義内容に適切に反映されている。

観点 5-1-④： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点到係る状況】 一般教養科目では、総合科目に「総合教養講座」、「教養ゼミ」、「キャリア形成支援講座」、主題別科目に「心理学」、「現代社会と教育問題」、「日本国憲法」、「国際関係論」、「女性学」、「生命科学」、「人間発達論」を配置している。情報処理演習Ⅰで文書作成、情報処理演習Ⅱで表計算の基本を習得したうえで、日商PC検定などの資格取得を希望する学生に対して情報処理演習Ⅲで受験対策用の練習問題を数多く解かせるようにしている（別添資料5-1-④-1「日商PC検定（文書作成）受験状況」）。

外国語科目の英語に関しては英会話を含めて14科目（いずれも半期科目）が開講しており、フランス語と中国語はそれぞれ4科目（いずれも半期科目）を開講している（別添資料5-1-④-2「教養科目中の外国語の受講者数」）。

保健体育科目では、学生が可能な限り希望とする種目を選択できるように5パターンの科目を準備し、ほぼ同様の内容で半期毎に開講している。また、受講生の要望を吸い上げ、反映できるよう配慮している。

資格科目では、教職資格取得希望の学生が相当数いる（別添資料5-1-④-3「平成15～18年度教職免許取得者数」）。司書資格課程の受講生においては公共図書館現場を希望する者と学校図書館現場を希望する者がおり、いずれの要求にも応えられる教授内容とするよう配慮している。しかしながら希望の高い図書館現場での実習については、様々な要因から開講に至っていない。司書教諭課程については、資格取得に定められた全ての科目を開講している。

日本史学科の学生は、博物館に関わる知識を強く求めており、学芸員資格取得希望者が相当数いる（別添資料5-1-④-4「日本史学科における博物館課程受講者の比率」）。本学学生の中で、ピアヘルパー試験で問われるような臨床心理学やカウンセリングに関する学習ニーズは高く、毎年50名程度のピアヘルパー受験者がいる。

健康栄養学科に入学した学生はほぼ全員栄養士資格を取得している。また健康栄養学科には例年2～3名の学卒あるいは短期大学の社会人入学生があり、栄養士の免許を取得している。

国語国文学科の専門科目、1年次の基礎演習で、学生の力量・希望によるクラス編成を行い、すべての学生が基礎的な力を身につけることができるように配慮している。また2年次の演習科目は、できる限り学生の希望を尊重し、学生が興味を持った分野でより深い専門知識を身につけることができるようにしている。

英語英文学科の学生は卒業後英語に関わる職に就く目的の者と四年制大学編入を目的とする者がいるが、いずれに対しても英会話の授業など、実践的で、編入学試験にも対応できる高度な英語力が涵養できるカリキュラム編成と授業構成をしており、学生のニーズに適切に対応している（別添資料5-1-④-5「英会話一～英会話四の過去3年間の受講者数一覧表」）。

日本史学科では、古代、中世、近世、近代、現代と各時代及び文化史の科目や女子短期大学にふさわしいジェンダーの視点を取り入れた科目を開講している。史学実習の学外の講師や学外研修についても、学生の声を反映するよう計画を立てている。卒業研究指導が行なわれる各研究室への学生の配置については、学生の希望調査を行い最大限その希望に沿うよう配慮している（別添資料5-1-④-6「日本史学科平成19年3月卒業生ゼミ配置と卒業研究」）。

社会情報学科では、資格取得への学生の要望に対応するため、7種類の関連資格に対応する科目群が用意されている（別添資料5-1-④-7「社会情報学科授業科目と各種関連資格」）。また社会情報学科のみならず、編入学を目指す全学科の2年生を主な対象として、前期の授業時間外に「経済学」の自主的な勉強会を開いている（別添資料5-1-④-8社会情報学科「経済学勉強会」実施状況）。健康栄養学科では、学生のニーズと社会の要請に応じて毎年10名前後の学生が給食関連施設（病院、介護施設、保育園、自衛隊等）において自主的に実習を行っている。

また本学には例年2～3名の大学卒あるいは短期大学卒の社会人入学生がある。他大学及び他短期大学で取得した単位は30単位を上限として審査の上で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし単位認定を行っている。（別添資料1-1-①-1「学則」第12条）。なお、いずれの学科においても、近年学生の要望が多い編入学対策として、各演習ゼミ担当教員がそれぞれの学生の小論文・面接等の指導にあたり学生の要望に応えている。

全学的な取り組みとして、本学では各学科専門科目の一定数を開放科目として他学科の学生の受講を認めている（開放科目の一例：別冊資料DシラバスP72「漢文学概論」）。また本学は、大学コンソーシアムやまがたの規定により、山形大学、山形短期大学、東北芸術工科大学、羽陽学園短期大学、山形県立保健医療大学、鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学、放送大学と単位互換の協定を結んでいる。学生にもその旨をシラバスなどにより周知している（単位互換科目の学内周知：別冊資料DシラバスP7「単位互換科目について」、資料5-1-A「単位互換科目一覧」）。さらに本学は平成16年度から地域FDネットワーク樹氷に参加し、大学間相互で協力してFD活動を行ってきた。この活動に対しては、平成16～18年度現代GP事業に採択されている（別添資料5-1-④-9「FD協議会樹氷会則」、資料5-1-B「地域FDネットワーク樹氷の活動」及び別冊資料F「樹氷」FD研究年報やまがた2006参照。）

資料5-1-A 単位互換科目一覧

「大学コンソーシアムやまがた」のWEBサイト

<http://unicon.kj.yamagata-u.ac.jp/>

資料5-1-B 地域FDネットワーク樹氷の活動

地域FDネットワーク樹氷のWEBサイト

<http://www.yamagata-u.ac.jp/gakumu/juhyo/index.html>

【分析結果とその根拠理由】 教養科目全般及び各学科の専門科目においては、学生のニーズ等に適切に対応している。なお、情報リテラシー科目では日商PC検定の合格率を高めるよう指導をさらに改善していく方針である。また受講者数が多すぎる外国語科目もあり、学生からの不満の声もあるので改善の必要がある。

資格科目においても全般的に、学生のニーズ等に適切に対応している。ただし栄養士資格に関しては、近年、管理栄養士に対する社会的な要請が高まっており、本学でも管理栄養士の免許を与えていくのが社会的に要請された使命であると考え、管理栄養士は四年制大学でなければ養成できない。この点は、四年制大学昇格の問題として切実なものがある。

観点5-1-⑤： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】 自主学習の環境整備として学科ごとに合同研究室を設けるとともに、附属図書館を整備

している。

情報リテラシーの学習においては、4室ある情報処理学習施設と5学科の各合同研究室に合計約210台のパソコンを設置し、すべて学内LAN及びインターネットに接続している。学生の自学自習に役立つよう、授業で使用する以外にはこれらのパソコンを常時開放している。

外国語の学習に関しては、LL教室を設けている。また英会話を担当する外国人教師が授業時間外でも適宜学生の指導にあたっている。また海外語学実習に参加した学生には3単位を与えている。

保健体育科目の学習では、同一時間内においてはグループごとに実施場所を分けるなどし、学生一人一人の活動時間を確保するように配慮している。

教職科目の学習に際しては、図書館に「教育原理」「教育心理学」などの書籍を整備し、教職合同研究室及び各学科合同研究室に各種の「学習指導要領」、教科書とその指導書などを備え、学生が自由に閲覧できるようにしている。

司書・司書教諭科目の履修生は多いものの、講義科目においても演習的内容を取り入れ実務能力を高める配慮を行っている。また演習科目においては可能な限り個別の作業時間を与え、演習課題作業に取り組むことにより、即戦力となる能力の向上を目指している。司書科目担当教員も可能な限りのサポートに努めており、オフィスアワー等を活用した自主的補講を実施している。

学芸員資格課程の受講生のために、日本史学科合同研究室と図書館に参考図書を配架している。また、博物館実習の中で利用できるように、練習用の掛け軸などの備品を備え、また実習場所として創立50周年記念資料室が利用できるように整えている。

ピアヘルパー資格取得希望の学生に対しては、図書館及び各学科の合同研究室にそれぞれ「ピアヘルパーハンドブック」、「ピアヘルパーワークブック」を複数冊配架している。またピアヘルパー試験の直前には教員有志による試験対策の自主勉強会を毎年開いている。

栄養士免許取得に関わる科目には履修すべき科目に実験・実習が多く、授業時間外の学習時間は必ずしも十分に確保されているとは言えない。しかし、健康栄養学科の各実験室・実習室にパソコンを設置し、学生がいつでも自由に使用できるようにしており、休日でも登校してレポート作成等を行えるよう環境整備を図っている。また、健康栄養学科では、学生を各研究室に配属し、卒業研究等の研究活動が各担当教員のもとで行えるようにしている。

国語国文学科専門科目の学習に際しては、国語国文学科合同研究室に待機している助手が学生の指導・相談に当たっている。また、教員の研究室は随時開放しており、研究室を訪れて相談をもちかける学生の数も多い。たとえば「演習」科目において教員の研究室で事前の指導を受けるということも多い。

英語英文学科専門科目の学習施設としてはLL教室がありLL準備室には助手が常駐しており、学生は自由にLL教室で自学自習ができるようにしている。さらにLL準備室には英会話教材用の図書、ビデオ、DVDなどがそろっており、学生は自由に借り出すことができる。また英語英文学科合同研究室は学生たちの自習や交流の場として活用されている。

日本史学科合同研究室や個人研究室では、専門科目学習の場を確保している。合同研究室には学生が自由に使えるパソコンを数台設置している。また第六研究室もゼミ室兼合同研究室として学生に開放している。過去の卒業研究はB号館4階に卒業論文保管室を設けて、学生に閲覧・貸し出しを認めている。学生の学習意欲は高く図書館や合同研究室、あるいは個人研究室でもたえず、学生が自習している姿をみることができる。

社会情報学科では、各年度初めのオリエンテーションで履修モデル（別添資料5-1-⑤-1「社会情報学科履修モデル」）を配布し、学生の希望進路に合わせた履修指導を行っている。また各学期の開始時に前学期の

単位修得状況を調べ、問題のある学生に対して個別履修指導を実施している。講義科目ではレポート提出、演習科目では課題提出を多く課して、学生の自主学習を促している（別添資料5-1-⑤-2「社会情報学科講義科目の課題出題提出状況例」・同5-1-⑤-3「社会情報学科演習科目の課題出題・提出状況例」）。

【分析結果とその根拠理由】 全般的に学生が自主的に学習する機会を適切に整えており、単位の実質化への配慮は十分といえる。なお、問題点としてLL教室の機器がかなり老朽化してきているので、早い時期に更新する必要がある。またより多くの学生が自由に出入りする合同研究室の充実を図るため、さらなるスペースの確保等について考慮する必要がある。

観点5-1-⑥： 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点到係る状況】 該当なし

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

【観点到係る状況】 基礎科目、基幹科目のうち、概説などの科目は、大・中教室で講義形式で行っているが、演習科目は小教室の演習室または情報処理教室、また実験・実習科目については、実験室・実習室で行うなど、本学の特色である少人数教育に努めている。対話・討論型の授業である教養ゼミ、演習、講読などの中核となる授業はゼミ形式で1年生から少人数で行っている。各教室には、パソコン、プロジェクター、ビデオ・DVD再生機、OHP、LLなどを設置し、それらを活用した授業を行っている。

また日本史学科の史学実習、健康栄養学科の栄養教育実習・校外実習のように、フィールド型授業もカリキュラムに組み込んでいる。全学的なSDFD運営部会を設置し、授業改善ワークショップ、公開授業、FD講演会などを開いて、学習指導方法の向上努めている。平成18年度には、学生SDFD会議を開き、学生の意向を確認し授業改善の指針とした。また5-1-④で述べたように、本学は地域FDネットワーク樹氷にも参加しており、積極的にFD活動を行っている（別添資料5-2-①-1「SDFD研修実施要項」・同5-2-①-2「SDFD運営部会の自己評価報告書」）。

【分析結果とその根拠理由】 多様なメディアを駆使し、学生に実感・体感させる教育を全教員が心がけている。そしてこれを少人数教育による、学生の立場にたった、きめ細かい指導につなげており、適切な教育システムであるといえる。ただ、講義形式の授業に関しては、授業方法にまだ改善の余地がみられるので、FD活動を通して、今後いっそう授業改善に前向きに取り組んでいく必要があろう。

観点5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】 教養科目、各学科専門科目、資格科目ごとに編集したB5判の全学共通シラバスを年度

当初に全学に配布している。各科目のシラバスは、授業のねらい、授業計画、テキスト、参考書、受講生へのメッセージ（授業評価を踏まえた方針など）、評価方法の項目にしたがって記載している（別冊資料Dシラバス）。従来のシラバスは、情報量が多いものの、全 370 ページにも及ぶボリュームで携行には不便であった。そのため、平成 19 年度からシラバスの記載方法を見直して、情報量を減らすことなくページ数の削減を実現し、利便性の向上を図っている。

【分析結果とその根拠理由】 シラバスには授業科目に関する十分な情報を提示しており、適切に作成されているが、学生にとっては、まだ十分に活用されているとはいえない。その理由としては、従来のシラバスのボリュームの厚さと授業の導入ツールとしての不十分な活用にあると考えられる。平成 19 年度からシラバスは、スリム化を実現した。残る課題は、講義の導入などにおいてシラバスを十分に活用するような授業手法の確立・定着にある。シラバスをより効率的に活用する授業方法を確立するよう、FD活動などを通して努めていくべきと考える。

観点 5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】 自主学習などの学生の学習を支援するために、図書館では 108 席の閲覧室を設けており、開館時間も平成 17 年度から 1 時間延長し午後 7 時までとしている。その結果、平成 17 年度では 21,941 人の利用者があり、対 16 年度比平成で 5.1%の増加となった。さらに、18 年度の学生入館者数は、27,089 人と 17 年度比で 15.9%の増加となり、大幅に図書館利用学生数が伸びている。（別添資料 5-2-③-1「平成 16～18 年度図書館利用状況」）。

各学科に合同研究室を設け学生の主体的な学習の場を提供している。この合同研究室には、学習に必要な資料や辞典類などを備え付けて、常時学生が自由に学習に使えるように環境を整えている。パソコン教室として情報処理教室 1・2、情報処理演習室、社会情報実習室を設けている。各学科の合同研究室などに設置しているものも含めるとパソコン約 210 台を設置して学生の利用に供している。これらの教室は、それぞれ講義で使用していない時間には自由に使用できる環境にしている。パソコンは定期的に新しい機種に更新を行っており、平成 18 年度も更新を行った。

健康栄養学科では、化学とくに有機化学の基礎学力不足の学生のために平成 13 年度から生物有機化学を開講している。また、高大連携事業として、高等学校の教員を本学に招いて学生に対して基礎学力の不足を補うべき授業等を実施している。

【分析結果とその根拠理由】 以上の点から、自主学習への配慮はなされていると判断する。ただ図書館に関しては、学生からはさらなる開館時間の延長と休日開館の要望も出されているため、現在その対応のための方策を検討中である。また、高大連携等により、基礎学力不足の学生への配慮もなされていると判断する。

観点 5-2-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】 該当なし

観点 5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されるか。

【観点に係る状況】 「学則」（別冊資料C P31～33 第5章）及び「成績の査定に関する規程」（別冊資料C P41～42 「4. 成績の査定に関する規程」）を規定し、その基準を厳格に運用している。

【分析結果とその根拠理由】 「履修方法、学修の評価、課程修了の認定及び卒業」を記載した「学則」及び「成績の査定に関する規程」を「生活の手引き」（別冊C P31～33 及びP41～42）に記載し、学生に周知している。併せてシラバスにも「教育課程と履修の方法」（別冊D P6～7）を記載し、入学時及び新年度のガイダンスで学生に説明・周知を図っている。教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が適切かつ組織的に策定しており、学生にも適切に周知されているといえる。

観点 5-3-②： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】 成績評価は、各教員が学則に基づいて、出席、試験、レポートなどにより行っている。各科目における成績評価は決められたべちに事務局に集約する形で情報管理を行っている。「成績の査定に関する規程」（別添資料5-3-③-1）第2条により、優、良及び可の成績で単位を認定している。卒業認定は、第2学年の2月に教授会において一括審議し、適否を判断している。

【分析結果とその根拠理由】 成績評価、単位認定、卒業認定は、学則に基づいて厳格に行われており適切である。

観点 5-3-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】 成績評価の正確性を担保する措置として、「成績の査定に関する規程」（別添資料5-3-③-1）第6条により、試験及び追試験で不合格となった学生に対して願い出によって再試験を受ける権利を与えている。

【分析結果とその根拠理由】 成績評価の正確性を保証するシステムとして再試験の制度を設け、学生からの成績に関する異議の申し立てに十分対応できる制度が整っており、成績評価の正確性を担保している。

<専攻科課程>

観点 5-4-①： 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

【観点に係る状況】 該当なし

観点 5-4-②： 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

【観点に係る状況】 該当なし

観点 5-4-③： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】 該当なし

観点 5-4-④： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

【観点に係る状況】 該当なし

観点 5-4-⑤： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点に係る状況】 該当なし

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】 該当なし

観点 5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】 該当なし

観点 5-5-③： 自主学習への配慮、多様な専門分野への配慮等がなされているか。

【観点に係る状況】 該当なし

観点 5-6-①： 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、複数教員による指導、研究テーマ決定に対する適切な指導等が考えられる。）が行われているか。

【観点に係る状況】 該当なし

観点 5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】 該当なし

観点 5-7-②： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】 該当なし

観点 5-7-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】 該当なし

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 全学的に少人数教育を実現しており、教育効果がきわめて高い。教養教育では、基礎的な教養や情報・外国語などのリテラシー教育とともに、総合教養講座やキャリア形成支援講座など実践的な科目を開講している。各学科の専門科目の多くが他学科の教養科目として開放されており、学生の受講機会の増大に寄与している。また、教職、司書、司書教諭、博物館学芸員、栄養士、その他外部の検定資格など、多様な資格を取得の機会を学生に与えており、実際に資格を身につける学生が多い。

【改善を要する点】 健康栄養学科の栄養士免許の社会ニーズは、管理栄養士免許の方に移行しつつある。管理栄養士免許が取得できるように四年制大学への昇格の問題も含めて検討すべきである。

(3) 基準5の自己評価の概要

授業科目の配置については、総合的な教養を身につけキャリア形成を支援する科目と主題別の科目とのバランスよく配置し、専門科目として各学科ごとの教育目的に適応し、資格科目についても適切に配置している。また、それぞれの授業科目は、例えば教養科目については大学教育の導入と現代社会で求められる教養、情報処理能力を身につけるとともに、学生のキャリア形成支援のための科目を設けているなど、教育課程の趣旨に合致しており、授業の内容はその基礎となる最新の研究成果を反映したものになっている。さらに編成についても、学生ニーズなどに適切に対応している。「大学コンソーシアムやまがた」の規定により山形県内の大学・短大・高専との単位互換協定を締結し、他大学との連携も進めている。

また、全学的に学生が自主的に学習する機会を適切に整え、単位の実質化への配慮を十分に行っており、講義形態についても多様なメディアを駆使し少人数教育によるきめ細かな指導を行っている。さらにシラバスは授業科目に関わる情報を提示し、平成 19 年度からシラバスのスリム化を行っている。学生の自主学習の場を確保するとともに、高大連携事業として高等学校の教員を招いて授業を行う等、基礎学力の不足を補うための配慮もされている。成績評価基準や卒業認定基準は学生に適切に周知し、認定を厳格かつ適切に行うとともに再試験の制度を設けるなど成績評価の正確性を担保している。以上のことより、本学は本基準を満たしていると言える。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの自己評価

観点 6-1-①： 短期大学として、その目標に沿った形で、教養教育、専門教育等について、過程に応じて学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取り組みが行われているか。

【観点に係る状況】 本学の教育目標・教育理念並びに各学科の教育目標は、毎年作成される「大学案内」（別冊資料A）「教育方針」（別冊資料B）及び「学生生活の手引」（別冊資料C）の中に明記されている。また、これらの教育目標や理念の学生への浸透を図るため、入学直後に学科ごとに2日間にわたるオリエンテーションを実施している。さらには、本学も含めた山形県の高専機関のFDネットワークが作成した学習マニュアルを新入生に配布し、学生が各学科の教育目標を実現するための一助としている。達成状況を評価・確認する取り組みとしては、日本史学科と健康栄養学科における卒業研究発表会の実施、論文集の発行（日本史学科は「米沢史学」に卒業研究の要旨を掲載、国語国文学科は「米沢国語国文」に卒業研究を2、3編掲載）、抄録の発行（健康栄養学科）、ゼミごとに論文、作品集の発行など（英語英文学科・社会情報学科・その他の学科）が行われている。

【分析結果とその根拠理由】 教育目標及び教育理念の本学学生への浸透は、大学案内、教育方針、学生生活の手引き等の発行、オリエンテーションでの指導により、概ねなされていると考えられる。達成状況を評価・確認する取り組みに関しては、現状からも分かるように、各学科でばらつきが見られ、全学的な検証・評価システムの構築が必要と思われる。

観点 6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】 本学学生の単位取得、進級並びに卒業に関する状況は、概ね良好である。ちなみに平成18年度は、退学7名、除籍0名、休学2名（1名は休学後退学）、留年2名（1名は休学中）という数値であった。平成17年度・18年度入学の学生総数が655名であることを考えると、99%の学生が本学で学業を順調に進め、進級・卒業していることが分かる。また、資格の取得に関しても、教職51名、司書96名、司書教諭10名、栄養士40名、学芸員33名、ピアヘルパー46名と、多くの学生が希望する資格を取得して卒業している。卒業研究に関しては、毎年発行される「米沢国語国文」に本学教員の論文とともに、国語国文学科の卒業論文が数編掲載されている（平成17年9月発行「米沢国語国文」第34号に3編、平成16年12月発行同33号には2編）。また、日本史学科でも、米沢史学会から毎年発行される「米沢史学」に過年度卒業生全員の卒業研究の要旨を掲載し、外部にその教育成果を公表している。

【分析結果とその根拠理由】 進級・卒業の状況及び資格取得の実績数などから判断すると、本学の教育成果や効果は十分に上がっていると判断できる。これは、教員1名あたり学生数10名前後という少人数教育の徹底、

学期開始前に必ず行われる担任によるクラスガイダンス、オフィスアワーの利用促進、高校の受身的授業から大学の参加型授業にスムーズに移行できるよう1年前期に配置された教養ゼミなど、本学がこれまで取り組んできた学生への教育支援体制が有効に作用しているためと考えられる。しかし、卒業研究など、教育成果を判断する方法や基準については各学科で異なっており、前項目同様、全学的な基準づくりが必要と思われる。

観点 6-1-③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】 本学では各学期終了前に、主に講義科目を中心に学生による授業評価アンケートを行っている（別添資料6-1-③-1「平成18年度授業評価 授業アンケート記入要領」、同6-1-③-2「平成18年度授業評価 授業アンケート回答用紙」、同6-1-③-3「平成18年度前期授業評価 授業アンケート結果」、同6-1-③-4「平成18年度後期授業評価 授業アンケート結果」）。アンケートは、動機付け・指導内容・指導方法・指導技術に関する質問各4問、計16問の項目からなり、学生は各質問に対して、肯定・否定の二者択一で回答することになっている。平成18年度前期は、74の授業科目が授業評価の対象となり、全体としては「将来、役に立つと思われる内容であった」（59%）、「テキストや資料などの内容が適切でわかりやすかった」（50%）、「教員の声や話し方が聞き取りやすかった」（60%）等で50%以上の評価があった。また、同年度後期は67の授業が評価の対象となり、前期に評価に加え、「学習課題が明確で、学ぶ意欲がわいた」（51%）、「理解しやすい授業内容であった」（53%）の2項目でも50%以上の評価があった。

上記の結果から、学生たちが本学の授業を概ね肯定的に評価していることがうかがえる。また本学では授業アンケート以外に、学生生活実態調査の実施や学生の代表から直接意見を聴取するSDFD会議を開催し、教育内容の向上に努めている。

【分析結果とその根拠理由】 授業評価については、二者択一で回答を求めたため、また質問項目が全授業科目に当てはまるものでなかったため一概には言えないが、昨年度の結果からは本学の講義が学生のレベルや興味・関心に見合ったものになっていることがうかがえる。本学では現在これらのデータを基に、演習・実習系の授業に対する授業評価の検討に取り掛かっているところである。学生の満足度をより詳細に測定するための回答用紙、授業形態に応じた質問項目の選定も含めた検討が必要となろう。

観点 6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】 平成18年度の本学学生の卒業後の進路に関しては、平成19年5月末最終（別添資料6-1-④-1「求名・就職状況」）で就職した者196名（希望者数に占める就職率91.2%）、四年制大学へ編入学した者75名（同じく希望者数に占める進学率94.9%）、専門学校へ進学した者7名、家業・アルバイト等に従事している者が23名、合計で301名が卒業後の進路を決めている。就職先を見てみると、卸・小売業（36名）、公務員（33名）、飲食店・宿泊業（32名）の順に多くなっている。学科別では、健康栄養学科の学生が栄養士の資格を生かして就職を決めている例（編入学の3名を除いた栄養士資格取得者37名のうち栄養士として26名、関連した仕事に1名）が顕著である（72.9%）。他学科でもその一部ではあるが、英語英文学科の学生が英語コミュニケーション能力を生かしサービス業に、社会情報学科の学生が情報関連の仕事に、国語国文学科

の学生が図書館司書にと、専門性を活かした就職を果たしている。編入学に関しては、山形大学人文学部に 15 名、福島大学行政政策学類 6 名、宇都宮大学国際学部 6 名など、東北・関東甲信越地方の国公立大学への進学が多くなっている。

本学では平成 18 年度から、学生の就職・進学・資格取得など卒業後の進路をサポートするために専属の職員を配置した「キャリア支援センター」を開設した。公務員コース・編入学コースなど、進路にあわせた 2 ヶ年に渡る詳細な支援プログラムを提供することが可能となり、就職率・進学率の向上に寄与するものと期待される。

【分析結果とその根拠理由】 文科系の学生が約 70%を占める中で、希望者の 90%以上の就職率及び 95%近くの四年制大学への進学率は、本学の教育の成果が上がっていることを証明している。特に栄養士の資格を生かした就職率の高さや、四年生大学へ編入学を希望する学生数の多さは、各学科の教育目標が十分に達成され、専門性を身につけた学生が養成されていることを示していると思われる。

6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】 本学では、教職員が企業訪問時に卒業生の資質や能力に関する意見を聴取した場合は、その内容を復命書で報告させている。また、同窓会開催時に教員と卒業生が意見交換し、本学での勉学が仕事や編入学後の勉学に活かされているかを意見聴取している。同窓会誌上での卒業生の近況報告も卒業生の状況を知る一つの手段となっている。しかしながら、アンケートやインタビューなどで卒業生や就職先に定期的に意見聴取を行い、その結果を教育に生かす制度がないのが現状である。

【分析結果とその根拠理由】 現在のところ、本学には卒業生や就職先に定期的に意見聴取をする制度がないので、卒業生の状況を定期的に追跡調査し、その調査結果を教育に生かすことが今後の課題である。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 本学では退学や留年する学生が極めて少なく、平成 17・18 年度入学生については 99%近くが順調に進級・卒業している。資格取得者も多い。また、就職率（91.2%）、進学率（94.9%）も極めて高く、特に健康栄養学科では栄養士資格を生かした就職が多い。以上のことから、本学の教育の成果は十分に上がっていると言える。

【改善を要する点】 本学では授業評価を講義科目に関して行っているが、今後は演習・実習系の授業に対する授業評価の検討も必要である。さらに、回答用紙や質問項目の検討も必要である。また、卒業生の状況を定期的に追跡調査し、本学での教育の成果が上がっているか否かを検討することが必要である。

（3）基準 6 の自己評価の概要

教育目標及び教育理念の学生への浸透は、「教育方針」、「学生生活の手引」等を用いて、新入生オリエンテーションで概ねなされている。一方教育方針の達成状況については、卒業研究発表会の実施や、論文集の発行などで検証可能であるが、今後その教育効果を判断する基準づくりが必要であると考えられる。

平成 17・18 年度入学生については、99%が学業を順調に進めて、進級・卒業しており、卒業生においては、のべ 276 名という多くの学生が教職、司書、栄養士などの資格を取得して卒業していることから、本学の教育成果や効果は十分に上がっていると判断できる。

本学では各学期終了時に講義科目を中心として授業評価アンケートを行っている。平成 18 年度では、学生からは概ね肯定的に評価されていると言える。現在、演習・実習系の授業評価の検討に取り掛かっているが、すでに実施されている講義科目も含めて、学生の評価をさらに詳細に測定するための回答用紙及び質問項目の検討が必要であると認識している。

平成 18 年度卒業生については、就職した者 196 名、四年制大学に編入学した者 75 名であり、希望者数に占める就職率は 91.2%、四年制大学への進学率は 94.9%である。健康栄養学科では就職希望者のうち 72.9%の学生が栄養士資格を生かして就職を決めている。就職率(特に資格を生かした就職率)の高さや編入学者の多さからわかるように、就職や進学の間からは本学の教育の成果や効果が十分に上がっていると言える。

以上のことより、本学は本基準を満たしていると言える。

ただし、卒業生や就職先から本学の教育成果について意見聴取するため、アンケートなどを用いて定期的に卒業生の状況を追跡調査する必要がある。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】 入学時に全学科共通ガイダンスを実施しており（別添資料 7-1-①-1「平成 19 年度オリエンテーション日程」），その中で教務委員長が教養科目，専門科目，選択科目などの区別と履修の仕方，卒業要件，平成 18 年度に開始された他大学との単位互換制度など，全学科共通部分についてガイダンスを行っている。それを引継ぐ形で各学科ガイダンスが，入学時及び各学科内のスケジュールに合わせて順次行なっている。対応は学科ごとに異なるが，各学科の特徴を反映した詳細な説明を行うとともに，2 年生には成績表が配布され，卒業や資格取得に向けた各学生の単位取得状況を的確に把握した上で指導を行なっている。各学科とも，学年担任，教務委員，ゼミ担当教員の協力の下，きめ細かな指導を学生に行っている。

【分析結果とその根拠理由】 全体そして各学科の特徴に合わせた具体的な説明と指導を，全体・学科・ゼミ担当という徐々に細分化される形で整備し，十分かつ適切に行っている。

観点 7-1-②： 進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制などが考えられる。）が適切に行われているか。

【観点到係る状況】 学年担任やゼミ担当教員が進路・学習相談に当たっている他，教員全員が週 2 時間のオフィスアワーを設定し学内公開している。（別冊資料 D「シラバス」P230-231，別冊資料 C「学生生活の手引」P68-69）なお，その他の時間でも学生の要望により逐次対応している。

進路支援については，平成 18 年度に「キャリア支援センター」が開設された。求人票公開，面接練習や履歴書作成の補助を含む相談，インターンシップの受付，各種資格試験の周知と教材提供を行っている他，進学希望者向けに各種学校の情報提供，面接・小論文練習会，勉強会などを行っている。また学外講師による公務員試験対策，就職セミナー，編入学対策の各種講座を開講している（別添資料 7-1-②-1「平成 19 年度キャリア支援計画」）。

【分析結果とその根拠理由】 学年担任・ゼミ担当教員等を配置し，身近で相談しやすい環境を確保した上で，より専門的で具体的な学習・進路支援や助言が受けられるようオフィスアワーやキャリア支援センターの活動を設定している。学生が直面する問題に対し，様々な角度の対応が適切にできていると言える。

観点 7-1-③： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点到係る状況】 学習支援のニーズは，オフィスアワー制度，学年担任・ゼミ担当教員による学生相談からも把握でき，意見聴取のための制度・活動としては，平成 14 年度より毎学期に実施されている授業評価（別添資料 6-1-③-1「平成 18 年度授業評価 授業アンケート記入要領」，同 6-1-③-2「平成 18 年度授業評価 授業アンケート回答用紙」，同 6-1-③-3「平成 18 年度前期授業評価 授業アンケート結果」，同 6-1-③-4「平成 18 年度後期授業評価 授業アンケート結果」），平成 15 年度から隔年で行われている学生生活実態調査（別添資料 7-1-③-1「平成 17 年度学生生活の実態及び満足度調査アンケート」，7-1-③-2「平成 17 年度学生生活の実態及び満足度調査」，同 7-1-③-3「平成 17 年度学生生活の実態及び満足度調査のとりまとめ」），平成 18 年度「学生の声」，（別添資料 7-1-③-4「学生の声」に対する事務局回答）が挙げられる。また，平成 18 年度には学生主体の SDFD の一環として学生モニター 2 名から，

これらの制度・活動そのものについての意見聴取を行った。また、編入学を志望する学生に対しては、英語、小論文、本学で開講されていない専門科目について学習支援を求める声に応える形で、授業内外でのサポートが実施されている。

【分析結果とその根拠理由】 「学習支援」というものに限った形での相談や意見聴取は行われていないものの、授業評価、学生生活実態調査、意見箱の他、本学における少人数教育体制によって学生のニーズを的確に把握している。

7-1-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】 該当なし

7-1-⑤： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】 本学では特別な支援を必要とする学生数は少ないが、過去に車椅子利用の学生が入学した際には、玄関スロープ、エレベータの設置を行った。既存の建物の構造上、エレベータ設置が不可能な階もあったが、授業で利用する教室の変更などで対応した。

平成 15～19 年度に一般・推薦入学以外の入試区分により入学した学生 14 名のうち、「私費外国人留学生」は 1 名にとどまる。実態としては「一般社会人」の中に日本語を母語とせずサポートが必要な学生がいるため、全学的な対応として、平成 18 年度に「留学生チューター制度」を整備した（別添資料 7-1-⑤-1「平成 18 年度留学生チューター制度実施要領」）。初年度の実施が終わり、留学生・チューター双方から意見を聴取し、制度が順調に機能していることを確認している（別添資料 7-1-⑤-2「留学生チューターの実施状況についての事後インタビューのまとめ」）。平成 19 年度は、聴覚障がい者が入学したことから、本人の希望を確認してノートテイクの支援に現在取り組んでいる。

【分析結果とその根拠理由】 留学生に対しては、日本語能力が不十分で、日本文化への適応も必要な学生のサポートを制度として整備し、その実施結果からも、適切な支援が行われていると判断できる。また、障がい者に対する対応も適切に行なっていると言える。

観点 7-2-①： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】 学生の自主的学習環境整備について、施設・設備の面での取り組みは以下のようにまとめることができる。

- 1) 附属図書館；閲覧席 108 席、パソコン 9 台、視聴覚機材 3 台、その他に雑誌・新聞閲覧スペースあり。学生の要望に応じ、閉館時間を従来の 17 時から段階的に 19 時へ延長。土日の開館について検討中。
- 2) 情報処理教室；複数の情報処理教室等があり、合わせて約 180 台のパソコンを設置している。講義で使用する以外は、学生が自主学習に活用し、小教室には英会話の自主学習用ソフトや映像処理ソフトを導入し、マイクやデジタルビデオカメラ等の貸し出しを行っている。
- 3) キャリア支援センター；目的別にスペースを分け、①就職・進学に関わる資料閲覧・学習、②談話・相談（専任職員 2 名）、③パソコンを利用した資料検索・書類作成等に対応、無料で利用できるコピー機を設置して

いる。

- 4) LL教室； 収容名員 60 名（主に外国語会話の学習に個人単位でも視聴覚機器を利用可）。LL準備室にパソコン5台、プリンター、スキャナ、視聴覚機器等を整備している。
- 5) 学内各所の談話スペース； ロビー，食堂，憩いの場など。近くにインターネット接続環境を整備。
- 6) 空き教室の開放； 設置してある視聴覚機器等も含み，グループ学習などで自由に活用できる。
- 7) 各学科の合同研究室；各専門分野の学習に必要な資料，パソコンソフト等を自由に利用し学習できる。

学内施設の学生利用は，平日8時～19時まで開放しており，土日祝日については，申請に基づいて，随時開放している。

【分析結果とその根拠理由】 危機管理の観点から施設利用時間に制限はあるが，パソコンやインターネットを予約なしで自由に利用可能な学習施設・設備は十分に整っていると言える。少人数教育の利点から施設利用案内等の情報を随時提供でき，また教職員が各設備の利用を技術的にも援助できる環境が，自主学習をより活発にしていると言える。

観点7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】 学生の課外活動に対する支援は，以下のとおりである。

- 1) 自治会活動の支援・助成
- 2) 吾妻祭（大学祭）の実施
- 3) 教職員によるサークル活動の指導・支援
- 4) 活動助成金の交付（各種大会・発表会など）
- 5) 施設・設備の開放
- 6) 振興会予算での助成
- 7) 学外施設でのボランティア，インターンシップ，海外短期留学等の情報提供

短期大学の性質上，継続した活動には大学としての援助が欠かせず，教職員が積極的に支援している。学生の活動時期や期間は限られるが，約半数の学生は課外活動に参加し，自治会費の半分がサークル活動及び大学祭に用いられている。

【分析結果とその根拠理由】 施設・設備の開放，教職員による支援，運営金の交付，振興会による助成等により課外活動支援を十分に行っていると言える。

観点7-3-①： 学生の健康相談，生活相談，進路相談，各種ハラスメントの相談等のために，必要な相談・助言体制（例えば，保健センター，学生相談室，就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され，機能しているか。

【観点到係る状況】 学生の相談体制に関する取組みは以下の通りである。

- 1) クラス担任等，教員による個別相談： 少人数のゼミ担当者が生活面や進路・学習相談を含めて相談にあたっている。必要な場合には看護師と相談し，カウンセリング等を紹介している。
- 2) 保健室： 看護師が常駐し健康相談を受けるほか，3名の医師を学校医として委嘱しており，健康診断のほか看護師と連携をとって学生の健康フォローを行っている。また，カウンセリングの予約受付や保健所等と連携した地域の「思春期カウンセリング」の学内窓口になるなど，学生にとって身近な相談室となっている。より相

話しやすい環境づくりのため、仕切りのある相談コーナーを室内に新たに設置した。

3) カウンセリング：学期中週に1回の臨床心理士による予約制のカウンセリングを実施している。平成 18 年度の実施状況は前期 14 日（40 件）、後期 15 日（24 件）であった。

セクハラ防止委員会、セクハラ相談委員・相談室の設置：「セクシュアル・ハラスメントに関する指針」を定め（別添資料 7-3-①-1「セクシャル・ハラスメントに関する大学としての指針」）、防止委員会、相談室を設置し、全教職員の意識を高めるための学外講師による研修会も毎年実施している。基礎知識や相談先を載せた携帯用パンフレット『Stop! セクハラ』（別冊資料 C「学生生活の手引き」最終ページに添付）を全学生及び全教職員に配布し、啓発・防止に努めている。

4) 学生による相談活動の支援：教職員、看護師、カウンセラーの支援のもとに、ピアサポートサークルが学生同士の相談・助言活動を行っている。

5) キャリア支援センター：専任職員によるキャリアカウンセリングとともに、就職活動やインターンシップ等での悩みや不安の相談も行っている。ドアを開放するなど気軽に立寄れるよう工夫し、就職だけでなく編入学を含めた進路情報を提供するよう改善してからは、ほぼ全ての学生が利用している。

【分析結果とその根拠理由】 学生相談体制は十分に整備され、教職員が学生相談に積極的に取り組む姿勢がある。大学の特徴として「教員との距離が近い」ということがあげられるほど、相談しやすい環境は充実している。

観点 7-3-②： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点到に係る状況】 隔年で学生生活実態調査を実施し、意見箱「学生の声」（不定期）を設置している。いずれも調査実施後、担当の委員会が問題点を検証し、意見箱については対応策を学生に対して回答し、状況改善に努めている。平成 18 年度からは大学改善に学生の意見を取り入れるため、学生 SDFD 会議を実施し、学生の生の声を教員が直接に聞く機会を設けている。このような場において、上記の学生生活実態調査や意見箱の調査方法や有効性等についても確認し、学生ニーズの把握に努めている。（別添資料 7-1-③-1「平成 17 年度学生生活の実態及び満足度調査アンケート」、7-1-③-2「平成 17 年度学生生活の実態及び満足度調査アンケート結果」、7-1-③-3「平成 17 年度学生生活の実態及び満足度調査のとりまとめ」）

【分析結果とその根拠理由】 学生生活実態調査、意見箱、学生 SDFD 会議など、学生のニーズを把握しようとする積極的な姿勢が十分にある。さらに、その有効性について確認しつつ改善に努め、把握したニーズについて対応策を検討し、意見箱については学生に対し必ず回答している。以上のことから学生のニーズは適切に把握されていると言える。

観点 7-3-③： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点到に係る状況】 車椅子用トイレやエレベータの設置など施設・設備面での対応のほか、日本語を母語としない学生に対するチューター制度を設けるとともに、この制度を維持するための財政的な支援を行っている。また、聴覚障がい学生のためのノートテイカー養成講座を開催している。特別なニーズの把握は、少人数のゼミ等を通して適宜行い、学生委員会が対応策を検討し、大学として取り組む体制になっている。

【分析結果とその根拠理由】 これまで、特別な支援を必要とする学生に対してそのニーズに応え、施設・設備の面を含めて対応している。

観点 7-3-④： 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点に係る状況】 本学では学業成績が優秀であり、かつ経済的な理由で就学が困難と認められる学生を、日本学生支援機構に推薦している。平成 14 年度から同 18 年度の平均採用者数は無利子の一種が 31.8 名、有利子の二種が 27 名であり、この 3 年間は希望者全員が採用されている（一種と二種の併用者もいる）。各年度の採用者数については別添資料 7-3-④-1 「日本学生支援機構奨学金採用者数」を参照。

また、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められたとき、その他やむをえない事情があるときは、授業料の全額または半額を免除する制度がある。平成 14 年度から同 18 年度までの各学期の平均希望者数は 36.7 名であり、平均免除者数は全額免除が 20.9 名、半額免除が 1.7 名である。希望者のうち平均で 58.5 パーセントの学生が全額または半額免除となっている。各年度の免除者数は資料 7-3-A を参照。

なお、日本学生支援機構への推薦及び授業料免除の審査は、前者は同機構が定める申込資格、学力基準、家計基準に基づいて、後者は「山形県立大学の授業料免除等取扱要領」（別添資料 7-3-④-2）、「山形県立大学の授業料免除等取扱基準」（別添資料 7-3-④-3）、「外国人留学生に係る山形県立大学の授業料免除等取扱基準の取扱い」（別添資料 7-3-④-4）、「山形県立米沢女子短期大学授業料免除等取扱基準」（別添資料 7-3-④-5）に基づいて適正かつ公平に行われている。

資料 7-3-A 授 業 料 免 除 者 数

	14 年度		15 年度		16 年度		17 年度		18 年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
希望者数	40	33	33	33	40	42	36	32	41	37
全額免除	15	18	19	23	20	21	18	23	21	31
半額免除	2	2	1	3	4	0	1	0	2	2
不採用者	23	13	13	7	16	21	17	9	18	4

さらに、家計が急変し、日本学生支援機構の緊急採用及び応急採用の奨学金制度を利用しても就学が困難な学生に対しては、本学教育振興会奨学金貸与（無利子）の制度がある。貸付限度額は 120 万円（一年度につき 60 万円）であり、貸付申請書を基にして教育振興会が貸付の可否、金額等を決定している。返済期間及び回数は資料 7-3-B の通りである。本制度は平成 17 年 6 月に創設されたものであり、平成 17 年度の貸付名数は 3 名（1 年生 1 名、2 年生 2 名）である。

資料 7-3-B 教育振興会奨学金返済期間（回数）

貸付額	返済期間(回数)
60 万円以内	5 年以内(60 回以内)
120 万円以内	10 年以内(120 回以内)

本学には収容定員 120 名の学寮があり、平成 15 年度から同 19 年度までの 4 月 10 日現在における平均寮生数は 119 名である。各年度の寮生数は資料 7-3-C の通りである。平成 18 年度の寮費（寄宿料、食費、光熱水費、雑費）は年額 340,800 円である。

資料7-3-C 寮生数 (4月10日現在)

年度	15	16	17	18	19
寮生数	117	120	119	119	120

【分析結果とその根拠理由】 日本学生支援機構奨学金、授業料免除、教育振興会奨学金、学寮によって、学生への経済面の援助は全体として適切に行われている。日本学生支援機構奨学金、授業料免除については4月のオリエンテーションと「学生生活の手引」(別冊資料C P20～23)によって周知がなされているが、教育振興会奨学金については認知度が低いので、さらなる周知を図る必要がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 教員、看護師、カウンセラー、キャリア支援センター職員などによる学習・生活・進路相談体制が非常に充実している。学生生活実態調査、意見箱「学生の声」、学生SDFD会議によって学生のニーズを把握することに努めている。

【改善を要する点】 学生に対する経済面の支援は充実していると考えますが、教育振興会奨学金等一部認知度が低い制度があるので、さらなる周知を図る必要がある。

(3) 基準7の自己評価の概要

本学における授業選択のためのガイダンスは、入学時に全学共通で、各学期開始時に学科ごとに行われており、適切に実施されていると認識している。

学生に対する相談体制は、教員による個別的な進路・学習相談、看護師による健康相談、臨床心理士によるカウンセリング、セクハラ相談室、キャリア支援センターによる就職・進学相談などがあり、十分に機能している。

学生生活実態調査、授業評価、意見箱「学生の声」、学生SDFD会議によって学習支援や生活支援に関する学生のニーズが適切に把握されている。

玄関のスロープ設置、エレベータの設置、留学生チューター制度、ノートテイク養成講座など障がいを持った学生や留学生に対する学習・生活支援も適切に行われている。

自主的学習環境は十分に確保されており、学生たちは付属図書館、情報処理室、各学科合同研究室などを利用することができる。また、パソコンやインターネットも自由に使うことができる。

学生の課外活動に対する支援は、自治会活動、吾妻祭(大学祭)、サークル活動、施設・設備の開放などの面で十分に行われている。

学生に対する経済面の支援は日本学生支援機構奨学金、授業料免除、教育振興会奨学金、学寮によって適切に行われている。

以上のことより、本学は本基準を満たしていると言える。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】 校地面積は 38,496 m²であり、校舎面積は 17,622.2 m²（別添資料 10-1-①-1「財産調書」）である。校舎には、講義室、研究室、LL室、視聴覚教室、情報処理教室、附属図書館、体育館をはじめ、健康栄養教育のための実習室、実験室、健康トレーニングルームが設置されている。また、4室ある情報処理学習施設のほか、学内に設置されている約 340 台のパソコンはネットワークに接続されている。

これらの施設・設備は有効に活用されているが、昭和 47 年に建てられた A 号館は老朽化が進み、耐震性が不安視されていることから、平成 18 年度に耐震診断を行った。その結果、建物の一部に耐震性は低いが、補強で耐震可能との診断がなされた。また、空調設備等についても、定期的なメンテナンスを行っているものの、老朽化に伴う不具合が生じている。

一方、正面玄関にはスロープが、B 号館及び C 号館には車イスでの乗降可能なエレベーターがそれぞれ設置されており、バリアフリー化への配慮がなされている。

【分析結果とその根拠理由】 建物は老朽化が進んでいるが、施設・設備は短大設置基準を満たしており、学生及び教職員の利用が常時行われていることから、有効に活用されていると判断する。

観点 8-1-②： 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】 4 室の情報処理学習施設をはじめ、5 学科全ての合同研究室、キャリア支援センター、学生自治会室、図書館、学生ホール、調理学実習室、LL 準備室及び健康栄養教育に関する 5 つの実習室にパソコンが設置され、その全てがネットワークに接続されている。これらは、学生の各種情報収集や研究、レポート作成などに有効活用されている。

また、学生には ID とパスワードを付与し、携帯端末からも休講情報等にアクセスできるようにしている。なお、これらの情報ネットワークについては、学内の図書館情報委員会内の情報処理専門部会が管理・運営を行っており、学内 LAN の運用支援業務を専門業者に委託している。

【分析結果とその根拠理由】 以上のことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点到係る状況】 附属図書館の運用方針については、学則の附属図書館規程及び附属図書館利用細則によりこれを定め、またこれ以外の施設設備については、施設使用内規によって使用許可の条件、使用目的、使用時間、遵守事項等の運用方針を規定している。これらの規定・細則及び使用内規は、毎年度発行している「学生生活の手引き」に掲載し、年度当初のガイダンスによって全学生に周知している。

【分析結果とその根拠理由】 これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

観点 8-2-①： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】 平成 19 年 3 月 31 日現在、附属図書館の蔵書冊数は 96,971 冊（和書 90,769 冊、洋書 6,202 冊）、講読雑誌（和書 134 種、洋書 24 種）、新聞は 11 種である。視聴覚資料については、ビデオテープが 242 タイトル、CD-ROM が 90 タイトル、カセットテープが 96 タイトル、マイクロが 113 タイトルを数えている。所蔵図書はデータベース化され、端末から検索できるシステムが整備されているほか、県立図書館及び県内四大学と図書検索のネットワーク化を図り、学生が読みたい本を簡便に入手できるようにしている。平成 18 年度の利用状況は、入館者数 27,089 人、貸出冊数 10,065 冊（別添資料 5-2-③-1「平成 16～18 年度図書館利用状況」）であった。

なお、平成 17 年度から図書館の閉館時間を 1 時間延長し、午後 7 時までとしたところであるが、更なる開館時間の延長と休日の利用に対する学生の要望は依然高く、また学外者の利用がしにくいとの声も聞かれることから、開館時間の延長については今後も検討していく必要があると思われる。

【分析結果とその根拠理由】 以上のことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 学内 LAN を整備するとともに、学生全員に ID とパスワードを付与し、携帯端末からも休講情報等にアクセス可能になっている。

【改善を要する点】 パソコンの設置台数や図書館の蔵書数などのハード面での整備はそれなりに進んでいるが、学生からは利用時間の延長についての要望があるため、セキュリティなどの管理運営の問題も踏まえた上で検討を進める必要がある。

（３）基準 8 の自己評価の概要

情報ネットワーク、図書資料等の整備状況及びそれらの有効活用を含め、本学における施設・設備関係については、基準 8 を満たしているといえる。

ただし、県の厳しい財政運営の中、本学の施設設備に振り向けられる予算は年々減少してきており、老朽化に伴う施設設備の整備や図書の購入などは今後とも計画的に進める必要がある。また、情報ネットワークシステムや附属図書館の資料をこれまで以上に有効活用するためにも、施設の利用時間の延長について、今後とも検討を進める必要があると思われる。加えて、地域住民が大学施設を利用しやすいような開放の仕方についても、併せて検討していくべきであろう。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの自己評価

観点 9-1-①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】 本学の教育のあり方は、組織としては主として自己評価・改善委員会ならびに総務委員会の下に SDFD 運営部会を設け（平成 19 年度からは、総務委員会の中に SDFD 担当を置き活動している。）両組織において、点検・評価し、問題の把握とその解決を行ってきた。

そもそも教員の教育活動については、年毎（平成 18 年度から年度毎）に各教員に「教育研究業績書」（別添資料 3-2-①-2）の提出が義務付けられており、その「I. 教育活動」の記述において、各教員が「授業科目」「主な授業科目についての教育上の工夫」「指導した卒業研究の題目」といった項目において、自らの教育活動について具体的な報告を行なっている。平成 18 年度の「教育研究業績書」（別添資料 3-2-①-2）の「I. 教育活動」において、D. FD 授業改善授業」及び「E. 正規課程以外の教育活動、学生支援」の二項を新たに盛り込んだ。自己評価・改善委員会は、こうした定期的に提出される教育研究業績書や各種報告書に加えて、教授会や学内委員会組織あるいは個々の教員から随時提出される改善提案書や報告書、さらには学生に対するアンケート調査や意識調査等を収集・分析することで教育活動の実態を示すデータや資料を蓄積・保存し、必要な措置を講じている。また定期的に「自己評価書」を作成し、内外に本学の教育の状況を報告している。

実務的な教育活動の改善については、SDFD 担当による FD 活動として運営が行なわれ、自己評価・改善委員会との連携・協力のもとに、教育上の問題点や課題解決に向けての検討を行なっている。

さらに山形県では、県内の 3 つの四年制大学と 3 つの短期大学が連携し、共同で教育力の向上を目指す協議会形式の組織、「地域ネットワーク FD 樹氷」を形成しており（平成 16 年度文部科学省現代 GP に採択）、本学もこの FD 協議会に参加することによって、本学の教育活動や授業評価内容に関する報告を行なうと同時に、県内の他大学との情報交換に努めている。（詳細については別冊資料 F 「“樹氷” FD 研究年報やまがた 2006」第 12 章 P268～272 を参照のこと）

【分析結果とその根拠理由】 本学における教育活動は、自己評価・改善委員会ならびに SDFD 担当という学内組織による、継続的な評価・検討に基づいた資料として、収集・蓄積している。自己評価・改善委員会は、それらの資料を適宜報告書という形で内外に公表、あるいは教授会・総務委員会において報告し、その資料は議事記録として蓄積している。特に FD 活動については県内他大学との組織的な情報・意見交換を行ない、報告書として整理・保存している。以上の点から、本学の教育の状況は、活動の実態を示すデータや資料として適切に収集・蓄積していると言える。

観点 9-1-②： 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行なわれており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点到係る状況】 授業評価については、本学ではまず平成 11 年度に学生への授業評価アンケート調査を全学で実施し、その評価に基づいて、各教員が授業に対する今後の取り組み方や改善点を検討した。平成 12 年度・平成 13 年度については、授業評価アンケートは実施されなかったが、平成 14 年度以降からは授業に対する

「動機付け」「授業内容」「授業方法」を大項目とする 15 項目について調査用紙を作成し、集中講義を除く全教科、全学生に対する授業評価を継続的に実施した。平成 17 年度からは調査の精度を高め、より一般的な形で調査結果を各教員が授業改善に活かすことが出来るように、調査の対象となる授業を講義科目に絞り、調査用紙をより具体的な内容を踏まえた 16 項目のものに変更することで、FD 活動などにおける調査結果の効果的な反映を行なっている。

授業評価アンケートの調査結果は、本学のウェブページ上で公開されると共に観点 9-1-①で説明した「地域ネットワーク FD “樹氷”」（別冊資料 F）の報告書に記載され、学生・本学関係者のみならず県内他大学の関係者や学外の評価を受けるものとなっている。授業への取り組みや改善の内容については、主要な 3 科目については各教員が提出する教育研究業績書において報告を義務づけていると同時に、平成 17 年度よりシラバスにおいても授業評価の結果や改善点を反映した記述を各担当教員に求め、学生への説明責任を果たしている。現在授業評価アンケートの対象となっていない演習科目などをどのように評価・改善していくかが今後の課題である。

また、平成 18 年度より、学生モニター会議を開催し、主として授業改善に関する意見聴取を学生の有志代表から行なっている。この会議の諮問結果は直接学長に対して報告され、自己評価・改善委員会を経てしかるべき改善がなされるように勧告される。この学生モニター会議についても別冊資料 F 「“樹氷” FD 研究年報やまがた 2006 第 5 章 P112～168」において、県内他大学との意見交換・報告がなされている。

さらに、個々の授業ではなく、全学的な教育環境等に関する学生からの直接的な意見聴取としては、投書箱形式で学生からの意見を広く聴取する「学生の声」アンケートを平成 17 年より期間を定めて行なっており、学生への回答はその質問事項に対してしかるべき担当者が答える形で学内掲示板に掲示している。（別添資料 7-1-③-4「学生の声に対する事務局回答」）アンケート実施期間終了後約一ヶ月前後で具体的な回答を提示できるようにしている。課題としては、施設・設備面での学生の要望には財政的な事由から学生の満足のいく回答が提示できないという点が挙げられる。

【分析結果とその根拠理由】 本学における学生の意見の聴取は、学生による授業評価アンケート、学生モニター会議、「学生の声」アンケートといった質・量双方の側面から実施している。課題もまだまだ多いが、本学の特長の一つでもある「少人数教育」の利点を活かした、教員と学生との普段からの活発なコミュニケーションによって、個々の授業における教育状況が改善されているケースも多い。本学においては、学生からの意見の聴取が、教育の評価・点検に適切に反映されている。

観点 9-1-③： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生。就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】 本学は観点 9-1-①で説明した「地域ネットワーク FD “樹氷”」に参加しており、合同の講演会や公開授業等を開催することで、教育に関する他大学との忌憚の無い意見交換や点検・評価が行なわれている。その内容については、「地域ネットワーク FD “樹氷”」の報告書（別冊資料 F 「“樹氷” FD 研究年報やまがた 2006」）において詳細に記述されているが、特に記載すべき事項としては、シラバス内容の授業への反映や授業評価アンケートのあり方、さらには授業運営技術にいたるまで、具体的な意見交換の結果による、改善として反映されている。

また本学が学外から委員を招き、本学の運営について意見を聴取する運営協議会（別添資料 9-1-③-1

「運営協議会規程」及び「運営協議会運営要領」)では、本学の理念と方向性の観点から本学のあり方等についての意見が出されている。例えば、キャリア教育の重要性という観点から、平成 18 年に「キャリア支援センター」を組織するというも行なっている。

卒業生からの意見聴取は、平成 17 年度に卒業予定学生に対して行なわれた学生生活・満足度調査というところにとどまっており、卒業生からの質的なヒアリング調査といったものを定期的に行なうことが今後の課題である。ただ、同窓会との関係は密であり、さまざまな機会をとおして意見交換が行なわれているのも事実である。

【分析結果とその根拠理由】 運営協議会の存在や「地域ネットワークFD 樹氷」への参加により、教育状況に関する学外からの意見聴取とその反映を十分行なっていると言える。卒業生や就職先などからの系統立った定期的な意見聴取が今後の課題である。

観点 9-1-④： 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的なかつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】 教育の状況に関する評価結果は、各種委員会のレベルではなく、教授会やFDワークショップ・活動報告等によって全学的に報告・審議している。教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等の具体的な方策は、自己評価・改善委員会からの勧告や、点検・評価結果を受けた各学科からの提案に基づいて、教務・学生委員会や必要であればカリキュラム検討部会などで行なっている。

また教育の質の向上という個々の授業レベルの課題に関しては、SDFD担当が総務委員会の指揮のもとに具体的な課題を全教員に提示し、その解決のための取組みをSDFD担当からの依頼によってモデルとなる教員が行ない、その取組みを年に数回開催されるFDワークショップにおいて報告、実際の授業への反映を図っている。

【分析結果とその根拠理由】 本学は教員数が比較的少ないということもあり、自己評価・改善委員会の指揮のもと、評価結果を教育状況の改善に結び付ける取組みとして、必要であれば教授会等の場で全学的に講じることが可能である。その具体的な取組みは基本的にはSDFD担当のもと、具体的なかつ継続的な授業改善の方策として実施されている。

観点 9-1-⑤： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】 授業改善は、まず個々の教員による活動として行なわれているが、本学においては、シラバスの記述において、前年度の授業評価結果に基づいた授業改善の記述を教員に求めることによって、授業改善への意識を高める努力を行なってきた。また、平成 18 年度以降は学生による授業評価アンケートの自由記載欄について、学長から各教員に報告するという形態をとることで、教員の教授技術に関する注意喚起が行なわれている。さらにSDFD担当によって、授業評価アンケートから集約的に検討された全学的な授業改善の課題を個々の教員に提示し、継続的な改善活動を行なうことで、個々の教員の質の向上を図るだけではなく、問題意識の共有化にも努めている。

【分析結果とその根拠理由】 個々の教員が評価結果を授業に反映し、継続的な改善を行なうためのシステム

は十分に整えられていると言える。授業改善についての意識向上のための取組みも行っているが、個々の教員という観点からは、熱心な教員とそうでない教員が共に見受けられる。授業改善の取組みを全学的に推進するためにはさらなる注意喚起が必要である。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点到係る状況】 本学のFDは、平成 16 年度から開始している。組織としては、総務委員会の指揮下に SDFD担当が設置され、自己評価・改善委員会との共同でFD活動を展開している。SDFD担当のFD活動は、主として学生による授業評価アンケートの調査結果から浮き彫りにされた課題について、授業改善によって解決することを目的に行なっている。教職員の側からの授業改善の課題についてもFDワークショップや報告会における意見交換によってそのニーズを汲み取っている。

授業改善に向けた各種の取組みは、SDFD担当によって全学的に運営しているとともに、「地域ネットワークFD 樹氷」との連携においても実施しており、県内他大学の取組みや事例報告によって新たに発見されたニーズを提言している。

【分析結果とその根拠理由】 本学においては、学生や教職員のニーズを十分に反映する形でFD活動を展開している。組織としても、学内総務委員会や自己評価・改善委員会との密な連携によって、学内組織として適切に運営しているだけでなく、県内他大学との協働によって効果を上げている。

観点 9-2-②： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点到係る状況】 学生による授業評価アンケートはここ数年継続的な調査として、教育の質の向上や授業の改善を示す評価として機能している。このことは各教員がシラバスの記述において、授業改善に関する記述を取り入れ、かつそれを具体的な授業運営に関する課題として学生に提示していることから窺える。またFDワークショップにおいても、具体的な授業における取組みの効果として、授業評価アンケートの経年的な改善を報告している。

【分析結果とその根拠理由】 FD活動の取組みは、着実に効果を挙げている。しかし、教員ごとにFD活動に対する取組みの姿勢が異なっているのも事実である。全学的なFD活動として実施するだけでなく、その成果の全学的なフィードバックが今後の課題である。

観点 9-2-③： 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

【観点到係る状況】 本学における教育支援者は、健康栄養学科に所属している助手、健康栄養学科を除く各学科に所属している嘱託助手、ならびに事務局（含む附属図書館・キャリア支援センター）の職員である。

健康栄養学科の助手は、教員同様公募によって研究歴や業績を審査した上で採用しており、学会への参加など教育研究の資質向上のための取組みや、教育活動の質の向上をはかるためのFD研修等についても他の教員同

様に行っている。

嘱託助手や事務局職員については、本学においてはSD活動の枠組みで各種の研修を行なっている。また、本学は県立であることから、事務職員には県職員が人事異動により配属されており、国立・私立大学の事務職員とは経験年数で大きな差が見られる。本学のSD活動については大学職員に必要な資質向上を目指すものであり、必ずしも直接的な「授業改善」につながるものではないが、大学という場で学生と接するために必要な資質の向上を図るべく取組みを行っている。もちろん、FD研修についても参加する熱意のある職員がいるのも確かである。

【分析結果とその根拠理由】 本学においては助手のみならず、嘱託助手や事務局職員なども単に教員の教育活動を支援する、というだけでなく、例えばキャリア支援センターなど学生の教育活動と直に結び付いた活動を行なっている。本学において、SDFD担当がSD活動とFD活動を一体的な形で取り扱っているのはそのためである。教育支援者に対する資質向上にも教員へのFD活動同様取り組んでいる。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 「少人数教育」を特長とする本学において、教員と学生とのコミュニケーションは総じて良好である。授業評価アンケート調査や学生モニター会議、「学生の声」アンケートなどにおいても、決して馴れ合いになることなく、真摯な意見交換を行なっている。また、各教員に「学生のために」という観点を多少の差はあれ常に見ることができ、このことが本学の授業改善の大きなモチベーションとなっている。活動の母体である自己評価・改善委員会においても、教員の活動の点検・評価という視点だけではなく、学生主体の本学の教育指針が十分反映されている。

また、実際の研修を実施するSDFD担当についても個々の授業改善という視点にとどまらず、授業評価アンケート結果に基づく具体的な改善・運営を実施し、なおかつ「地域ネットワークFD 樹氷」による県内の大学・短大との組織的連携と意見交換によって、外部的な視点をFD活動に取り入れることが出来ている点は大いに優れた点である。

【改善を要する点】 FDの取組みは全学に組織的に広がってはいるものの、個々の教員においては授業改善、とりわけ教育技術や授業運営に関する取組みの意識がまちまちである。組織的な運営体制は整っていると言えるので、教員のさらなる意識改革が必要である。具体的にはFD活動の取組みについての、学生や教職員へのフィードバックが課題である。

（３）基準 9 の自己評価の概要

本学では、自己評価・改善委員会やSDFD担当によって、学生への授業調査アンケートなどによる意見聴取の結果に基づいた、教育の質の向上及び改善についての適切なシステムが組織的に整備されており、この点において、本学は本基準を満たしているといえる。また、「地域ネットワークFD 樹氷」への参加によって、他大学との情報・意見交換を行ない、外部的な視点からの授業改善にも努めている。

ただし、学生・教職員の意識をより高めることが出来るように、現状の改善結果にとどまるのではなく、その結果を全学的なものにしていくフィードバックをさらに進めていく必要がある。「学生本位」の「少人数教育」を旨とする本学にはその資質は十分備わっている。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10－1－①： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】 本学は、山形県が設置する公立短期大学であり、県の一般会計の予算により運営がなされている。設置については、「山形県立大学条例」に定められており、資産関係については「議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例」に定められている。

教育研究活動を安定して遂行するため、昭和 47 年米沢市通町に校舎を新築移転後、昭和 58 年 11 月に B 号館 (5,709 m²) を増築、平成 6 年 11 月に C 号館 (3,133 m²) を増築し、順次施設の整備に努めている。

また、それらの条例に基づいて、組織等については「山形県行政組織」第 3 章 第 4 節 第 2 款米沢女子短期大学（別添資料 3－1－①－1 「山形県行政組織規則」）に、資産関係については「山形県公有財産規則」に基づき公有財産台帳（別添資料 10－1－①－1 「財産調書」）に記載されている。

【分析結果とその根拠理由】 県立の短期大学であるため、県から教育研究活動が安定して遂行できる予算措置がなされている。また、県全体の中で財政運営がなされているため、本学としての個別の債務は有しない。

観点 10－1－②： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】 本学の予算については、毎年度、議案及び予算説明書の山形県一般会計予算 第 10 款教育費 第 6 項 第 2 目 短期大学費に計上される。（別添資料 10－1－②－1 「平成 19 年度の議案及び予算説明書（関係部分抜粋）」）

最近 5 か年の予算措置の状況は、資料 10－1－A のとおりである。

資料 10－1－A 山形県短期大学費（当初予算ベース） (単位：千円)

	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度
短期大学費	698,580	706,885	729,382	697,908	713,717

【分析結果とその根拠理由】 資料 10－1－A に示すように、短期大学費は毎年度安定的に予算措置がなされており、短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されている。

なお、短期大学分の地方交付税基準財政需要額の教育費にかかわる単位費用については、全国公立短期大学協会を通じて、維持・充実に関して文部科学省に要請し、毎年度分については、全国公立短期大学協会通常総会で確認している。

観点 10－2－①： 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】 年間の歳入歳出予算については、県立大学であるため議会の議決を経て執行しており、法令に基づき告示により住民に周知されている。

また、本学の主な経常的収入は、授業料、入学料、入学検査手数料、学寮費等であり、最近 5 か年の収入状況は、資料 10－2－Aのとおりである。なお、支出については観点 10－2－②で述べる。

資料 10－2－A	収入（当初予算ベース）					（単位：千円）
	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度	
授 業 料	244,140	265,200	243,750	232,449	233,587	
入 学 料	72,940	72,940	63,700	60,200	60,200	
入学検査手数料	11,448	12,600	12,600	10,800	10,800	
学 寮 費	10,478	10,656	10,656	10,656	10,656	
そ の 他	11,879	13,134	4,198	3,742	3,398	
収 入 合 計	350,885	374,530	334,904	317,847	318,641	

授業料・入学料については、「国立大学等の授業料標準額単価」と同じ額。額については、山形県立大学の授業料徴収条例に定めている。授業料等については、県公報で告示すると共に、「大学案内」、「募集要項」、本学ホームページ等で明示している。

【分析結果とその根拠理由】 歳入歳出予算は議会の議決を経て執行され、その予算内容や授業料・入学料については、県公報で告示するとともに本学ホームページ等で住民に周知されていることから、短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているといえる。

なお、資料 10－2－Aに示すとおり、授業料については定員割れもないことから安定的に推移している。

観点 10－2－②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】 本学の年度ごとの予算額については観点 10－1－②に、収入については観点 10－2－①に示したとおりである。

本学の年間予算額と本学のその年の収入の差については、毎年度県の一般財源で措置されている。

最近 5 か年の一般財源措置額は、資料 10－2－Bのとおりである。

資料 10-2-B

一般財源（当初予算ベース）

（単位：千円）

	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度
短期大学費	698,580	706,885	729,382	697,908	713,717
収 入 額	350,885	374,530	334,904	317,847	318,641
一般 財源	347,695	332,355	394,478	380,061	395,076

【分析結果とその根拠理由】 資料 10-2-B に示すように、観点 10-1-② で述べた短期大学費総額と観点 10-2-① で述べた収入額との差は、毎年度一般財源で予算措置がなされており、収支均衡・過大な支出超過とはなっていない。

観点 10-2-③： 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】 教育研究活動費は、短期大学費総額から、教職員の給料・職員手当等を除いた物件費等が、本学の 1 年間の管理・運営、研究活動に充てられる経費となる。最近 5 か年の本学の物件費等の総額と管理費、教務費、学術研究費、学寮費、図書館費、充実推進費ごとの内訳は、資料 10-2-C のとおりである。

資料 10-2-C

物件費等（当初予算ベース）

（単位：千円）

	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度
短期大学費	698,580	706,885	729,382	697,908	713,717
給料・職員手当 共 済 費 等	513,662	500,423	516,601	490,046	505,734
（給与費等を除く） 物 件 費 等	184,918	206,462	212,781	207,862	207,983
管 理 費	70,174	95,297	92,243	87,279	91,312
教 務 費	67,570	69,996	71,515	71,998	68,256
学術研究費	12,361	12,481	12,918	17,626	17,871
学 寮 費	19,473	19,497	15,369	15,556	15,595
図 書 館 費	6,023	6,305	7,613	6,337	6,788
充実推進費	9,317	2,886	6,124	9,066	8,161

管理費は、光熱水費・施設の維持管理や修繕に要する経費が主で、教務費は各学科の授業、入試、学内LANに関する経費・教育用の備品購入費が主なものであり、学術研究費は、旅費・消耗品費・備品購入費等教員の研究活動に要する経費が主なものである。

上表のとおり、年度により事業内容が異なるため若干の増減はあるが、安定的に経費が確保されている。

予算の要望から配分までの流れについては、前年度の夏頃までに出された各委員会及び学科からの備品・臨時的経費等についての要望と、庁舎修繕、各種印刷、特別な行事や事業等事務局で積算したものとを合わせ、本学全体の要望を取りまとめ、事務局長・学長のヒアリングを経て、10月中旬に県に見積書を提出する。

本学の主管課である文化環境部学術振興課が財政課と折衝し、予算が内示され、県議会の審議を経て3月下旬予算が成立する。

決定された本学予算は、4月の最初の教授会において、別添資料10-2-③-1（平成19年度予算内訳（対18年度予算額対比））に示す一覧表を資料として提示して、総務委員長から大学全体の予算概要の説明がなされる。その後、総務委員会から各学科の活動経費や教育研究予算配分の基本的な考え方と旅費・需要費等の配分案が示され、教授会での審議を経て、各学科、各教員に配分される。

研究活動への経費は教育・研究活動費を中心に計上されており、最近5か年の総額と経費ごとの主な内訳は資料10-2-Dのとおりである。

資料10-2-D

学術研究費等（当初予算ベース）

（単位：千円）

		平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度
学 術 研 究 費		12,361	12,481	12,918	17,626	17,871
主 な 経 費 の 内 訳	旅 費	4,140	3,251	2,868	4,228	4,390
	需 用 費	6,538	6,800	6,352	8,046	8,319
	報 償 費	226	280	280	311	70
	役 務 費等	127	119	121	155	142
	備品購入費	1,330	2,031	3,297	4,886	4,950

主な経費については各学科を通じて各教員の教育・研究活動に必要な経費を配分している。ちなみに19年度は旅費については一人当たり85,000円、需用費については教員一人当たり143,000円、備品費については、要望のあった備品について必要性・緊急性を考慮し予算の範囲で順次購入している。

施設・設備の整備については修繕費、工事請負費に計上されており、最近5か年の状況は資料10-2-Eのとおりである。

資料 10－2－E	工事費等（当初予算ベース）				（単位：千円）
	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度
修 繕 費	3, 225	4, 007	4, 007	2, 875	2, 900
工事請負費	0	0	13, 600	0	5, 700
工事費等合計	3, 225	4, 007	17, 607	2, 875	8, 600

14 年度はバリアフリー化改修工事（C 号館エレベータ設置、自動ドア）や図書館ブックディテクションシステムの設置工事、17・15 年度は校舎や学寮の屋上防水工事等を行っている。

老朽化している施設もあるため、大型の工事・修理については緊急性を勘案して計画的に行っている。

なお、耐震化にあたっては 18 年度に A 号館及び体育館の耐震診断を実施し、19 年度は学寮の耐震診断を実施予定で計画的に対応することとしている。また、当初予算計上された以外で急な支出の必要性が生じた場合は、学術振興課と速やかに相談のうえ、その案件により補正予算や予算の流用等で対応している。

【分析結果とその根拠理由】 予算編成時において、各委員会及び学科から備品や臨時的経費等の予算要望を受けて見積書を作成していること、また、予算成立後、教授会において各学科の活動経費や教育研究予算配分の基本的な考え方を審議したうえで配分されることから、短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされていると考える。

観点 10－3－①： 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点到係る状況】 設置者である山形県の年度ごとの予算、決算、コスト計算書（出納局試算）、バランスシート等山形県の財政状況は広報誌やHP等で県民に公表される。

【分析結果とその根拠理由】 山形県の方針として「県民への説明責任」を基本理念の一つとしており、予算編成や財政状況が適正な形で詳細に公表されている。

観点 10－3－②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点到係る状況】 本学に対しては、地方自治法 199 条に基づく県の監査委員による監査と、本県財務規則第 281 条及び第 288 条に基づく県の出納局による会計検査を定期的に受けている。毎年それぞれ定められた書式により監査調書、決算調書を作成し県に提出している。

監査については、監査委員による本監査と監査委員事務局による予備監査が毎年度実施されている。財務事務が適正に執行されているか、事務事業が効率的、合理的に行われているか等の監査を受けている。

監査結果の報告については、必要に応じて監査意見を付した報告がなされ、その結果は年度内に山形県公報で公表されている。

なお、平成 16 年度には県の委託を受けた包括外部監査人による包括外部監査を受けている。

【分析結果とその根拠理由】 財務に対して、会計監査等が適正に行われていると考える。

なお、監査、会計検査とも特に問題となる指摘は受けていないが、より一層の効率性と適正な処理を心がける必要がある。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 山形県財政が厳しい中で、本学としては過去 5 年間ほぼ一定額の予算が確保されるとともに、予算編成や執行にあたっては、総務委員会が中心的な役割を果たしながら、教授会の審議を通じて予算・決算が全教員に公開され、事務局と連携のうえ効率的な予算運用がなされている。

【改善を要する点】 山形県においては社会保障関係費の増嵩や公債費の高止まりなどに伴い財政硬直化が進むとともに、「三位一体の改革」による地方交付税の大幅な減額等により、非常に厳しい財政運営が強いられている。県は持続可能な財政運営を目指し財政の自由度を回復していくため、予算編成方針等で一層の財政健全化に務めているところであり、本学としても、より効率的かつ重点的に予算運用に努める必要がある。

ただ、学生の学習意欲を高めるためには、学習環境の整備充実が重要であり、施設設備の整備や図書の購入などは今後とも計画的に進める必要がある。

（３）基準 10 の自己評価の概要

県立の短期大学であるため、大学施設の管理運営や教育研究活動が遂行できる予算が安定的に確保されており、過大な支出超過とはなっていない。また、教育研究活動に対する適切な資源配分については、総務委員会が中心になり事務局との連携のもと適切な配分・執行がなされている。

さらに、財務に対する会計監査等は適切に行われており、問題となる指摘も受けていない。以上、財務に関する基準を満たしているといえる。

基準 11 管理運営

（１）観点ごとの分析

観点 11－１－①： 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【観点に係る状況】 本学教職員の定数は山形県定数条例において知事部局として定められており、（別添資料 11－１－①－１「職員の定数」）。また組織については、別添資料 11－１－①－２「管理運営組織・事務組織」に示すとおりとなっている。現在、教授会は学長、教授、准教授、専任講師及び事務局長の 37 名で構成されており、教授会のもとに 8 の専門委員会と 1 つの法人化検討会が設置され、委員は教員と事務局職員で構成している。

事務局は総務課と教務学生課からなり、常勤職員 14 名と非常勤職員 13 名で構成されている。総務課は庶務、図書館管理からなり、教務学生課は教務学生係と企画班からなっている。さらに教務学生課には学生支援のため、キャリア支援センター、保健室及び学生相談室を設置し、それぞれ進路指導担当者、看護師及びカウンセラー（臨床心理士）を非常勤で配置している。

【分析結果とその根拠理由】 本学教職員の定数は山形県定数条例において適正に定められている。教員の定数は大学設置基準を上回っており、教員・事務局職員とも短期大学の目的の達成において適切な規模と機能を持っている。

観点 11－１－②： 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】 学長は教授会議長として、月 1 回の定例教授会を開催する他、学長が必要と認める場合には臨時教授会を開催することが出来る。教授会の 1 週間前までに総務委員会を開催し、教授会議題の整理を含む総務関連事項を審議している。また、学生部長、図書館長は学長の指名により選出され、学生部長は入試委員、学生委員、教務委員、キャリア支援委員の統括を、図書館長は図書館情報委員会の統括に加え、地域活動の柱となる附属生活文化研究所所長を兼任している。

【分析結果とその根拠理由】 教授会は定例の教授会に加え、必要に応じて臨時教授会を開催することで十分な意思決定機能を果たしている。また、学生部長と図書館長は学長の指名により選出されることから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

観点 11－１－③： 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】 学生のニーズ把握のため、複数の働きかけを行っている（観点 7－１－③参照）。この中で学生より出された管理運営に関するニーズは自己評価・改善委員会できとりまとめ、担当する部署に伝え、改善をはかっている。たとえば、平成 15 年度の学生生活実態・満足度調査で図書館の閉館時間の延長を希望する学生が多いことが分かったことから、平成 16 年度に試験的に閉館時間の延長を行い、平成 17 年度から正式に閉

館時間を1時間延長することにした（観点8-2-①参照）。

教員のニーズは教授会、各種委員会、学科会を通して、事務職員のニーズは事務局打合会で集約されている。これらは必要に応じて管理運営に反映されている。たとえば、事務室は平成18年12月まで夜間も施錠をされていなかったが、事務局打ち合わせで情報管理面などでの安全性が指摘され、教授会に報告をして平成19年1月から事務局員が退室する際に施錠をすることとした。

平成14年度から学外関係者からの意見を聞き、評価を受けることを目的として学外有識者を委員とする運営協議会を開催している（別添資料9-1-③-1「運営協議会規程」及び「運営協議会運営要領」参照）。運営協議会は1年に2回ほど開催しており、その時に委員から出された意見を大学運営に反映させている。たとえば、平成16年度の第1回運営協議会で委員より経済的に困っている学生に対する支援体制についての質問があったことを機会に、平成17年度から学生の保護者による後援会組織（教育振興会）の資金援助を受けて大学独自の奨学金制度を始めている（観点7-3-④参照）。また、地元米沢市、商工会議所、山形大学工学部と本学で学園都市推進協議会を作っており、平成19年2月1日には「地域と大学との懇談会」を開催し、地元各界の意見を聞いている。本学の同窓会（さわらび会）、保護者による後援会（教育振興会）との連携は密であり、本学運営に関する支援を受けている。

【分析結果とその根拠理由】 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握する事に勤めており、管理運営に具体的に反映されていると言える。教員のニーズ把握にはさらに勤める必要があると言える。

観点11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】 該当無し

【分析結果とその根拠理由】 該当無し

観点11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】 県職員である本学事務職員は山形県の研修プログラム（別添資料11-1-⑤-1）によって組織的に研修が行われている。平成18年度の研修については表11-1-Aに示した。大学運営の専門研修としては本学も加入している全国公立短期大学協会主催の「公立短期大学幹部研修会・事務職員中央研修会」に毎年参加している。また、大学事務局学生支援担当者として教務学生課主査が独立行政法人日本学生支援機構主催の「東北地区学生指導研修会・就職指導担当職員研修会」に出席している。本学独自の研修はSDFD研修運営部会が行っており、平成18年度の活動としては、より良い職場作りを目指して「フラワーアレンジメント教室」を開催している。

資料11-1-A 山形県研修プログラム出席者

学長	部長級トップマネジメント研修
事務局長	次長級トップマネジメント研修
事務局長・事務局次長	人事評価試行に関わる評価研修
総務専門員	選択研修・職場のモチベーション講座
教務学生課主査	基本研修・係長級研修

【分析結果とその根拠理由】 山形県職員として、また、大学事務局員として各種研修に参加し、さらに、本学独自の研修も行っており、職員の資質向上のための取り組みが組織的に行われていると言える。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点到係る状況】 管理運営に関する方針は「学則」（別添資料1-1-①-1）に定められており、これに基づき教授会規程、各種専門委員会規程が整備されており、委員や役員の選考についても明確に定めている。また、人事に関する規程や方針は「学長選考等に関する規程（別添資料11-2-①-1）」、教員人事規程（別添資料3-1-①-2）教員選考基準（別添資料3-1-①-3）」等を定めている。各構成員の責務と権限はこれら各種規程に定めており、教員と事務局員の学務・事務分掌も明確化している。

【分析結果とその根拠理由】 学則に基づき、諸規程・細則が整備されており、委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示している。

観点 11-2-②： 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点到係る状況】 本学の目的、計画は「理念と目的・目標」として公表している（「自己評価報告書 基準1参照」）。それに基づいた活動状況に関するデータは教授会に提出し、教授会構成員に配付、議事録は事務局に保存し、各構成員が必要に応じてアクセスすることが可能である。また、必要なデータは集約して毎年「大学要覧」（別冊資料G）や「大学案内」（別冊資料A）として印刷し、教職員・関係者に配付している。これら活動状況に関するデータは学内LAN上の各種委員会フォルダ内に蓄積し、学内教職員が自由に閲覧して適切な管理運営を行うために活用している。

【分析結果とその根拠理由】 活動状況などに関するデータは文書化されて配付しているのに加え、学内LAN上で構成員に公開しており、必要に応じてアクセスをして利用することから管理運営上十分に機能している。

観点 11-3-①： 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点到係る状況】 本学の自己点検・評価活動は平成6年度より学長を委員長とした自己評価委員会として活動を開始し、平成14年度には、自己評価委員会は自己評価・改善委員会と名称を変え、改善活動の中心的役割を果たしている。この活動は委員会が根拠となる資料データを収集して自己点検・評価活動を行っていることにとどまらず、大学活動に関する各種委員会、部局がそれぞれの活動を自己点検・評価を行い、「各種委員会自己評価書」を提出している。これまで恒常的にデータを蓄積するため、毎年授業評価を実施し、これを基に各教員が自己評価をして「授業改善報告書」を作成している。また、毎年各教員から「教育研究業績書」の提出を求め、教育研究機関としてデータの蓄積を行っている。

【分析結果とその根拠理由】 自己評価・改善委員会は恒常的にデータを収集・蓄積を行い、総合的な活動について自己点検・評価・改善活動を適切に実施できる体制を整備し、適切に機能している。

観点 11－3－②： 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】 本学はこれまで6回、すなわち、「現況と課題－自己点検・評価報告書」（平成8年3月）、「自己評価報告書－教育の現状と課題」（平成10年3月）、「自己評価報告書－授業評価を中心に」（平成12年3月）、「自己評価報告書－教育研究活動編」（平成12年11月）、「自己点検・評価報告書－教育と研究」（平成13年12月）、「自己点検・評価報告書－付 外部評価－」（平成16年3月）を公開している。これらは製本され、学内全教員に配付するとともに関係諸機関に配付し、公開してきた。平成16年3月公表の自己点検・評価報告書の全文は大学ホームページ上に現在も公開中である。

(http://www.yone.ac.jp/3_public_relations/jikohyoka/H15/index)

【分析結果とその根拠理由】 自己点検・評価の結果は報告書として大学内及び関係諸機関に公開しており、本学のホームページ上にも全文を公開していることから、広く社会に対して公開されている。

観点 11－3－③： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】 平成15年度に学外有識者を評価委員とした外部評価を2度行っている。外部評価1は自己点検・評価報告書を基にした書面調査と来学による訪問調査によって学内諸施設の視察、在学生との面談、教職員との面談を行った。外部評価2は外部有識者による本学運営協議会において自己点検・評価報告書を基にした書面調査と来学による教職員との面談を行った。これらの結果は平成16年3月公開の自己点検・評価報告書に「付－外部評価」として公開している。

【分析結果とその根拠理由】 平成15年度に自己点検・評価の結果について、外部有識者による検証が実施されている。現在、公立大学法人化に向けて検討を行っており、恒常的な外部評価システムを設置する必要がある。

観点 11－3－④： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】 自己点検・評価報告書の結果を待つのではなく、恒常的評価活動の結果をなるべく早く改善に結びつけるように取り組んでいる。具体的には、平成14年度、平成18年度に各委員会組織を見直し、より効率が良く機能性の高い組織になるように改善を図っている。また、学生のニーズについては学生になるべく早く回答を行い、出来ることは改善に結びつけている。

【分析結果とその根拠理由】 自己点検・評価活動の中で、評価結果を管理運営の改善に結びつけるよう取組が行われている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】 短期大学として適正な教職員の配置に加え、学生支援の視点から専門の担当者を配置している。

管理運営のための組織形態は学長のリーダーシップの下で意思決定が出来るようになっており、効率・機能の面から改善を加えている。管理運営を改善するために各種データを蓄積して、自己点検・評価活動を行っており、外部評価にも心がけている。

【改善を要する点】 継続的な外部評価について検討する必要がある。

なお、今後一層自立的な管理運営を行い、教育力の向上・経営の効率化を図るとして、平成 21 年 4 月からの公立大学法人化を目指して準備を進めているところである。

（3）基準 11 の自己評価の概要

本学の目的を達成するために必要な管理運営体制は適正な規模・機能を持っており、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行えるような組織形態がとられている。そのための管理運営に関する規程等も整備されている。

自己点検評価活動は改善活動に結びつくように取り組まれ、その結果は公表されている。以上のことより、本学は本基準を満たしていると言える。

